

1 はじめに

2 答申に当たって

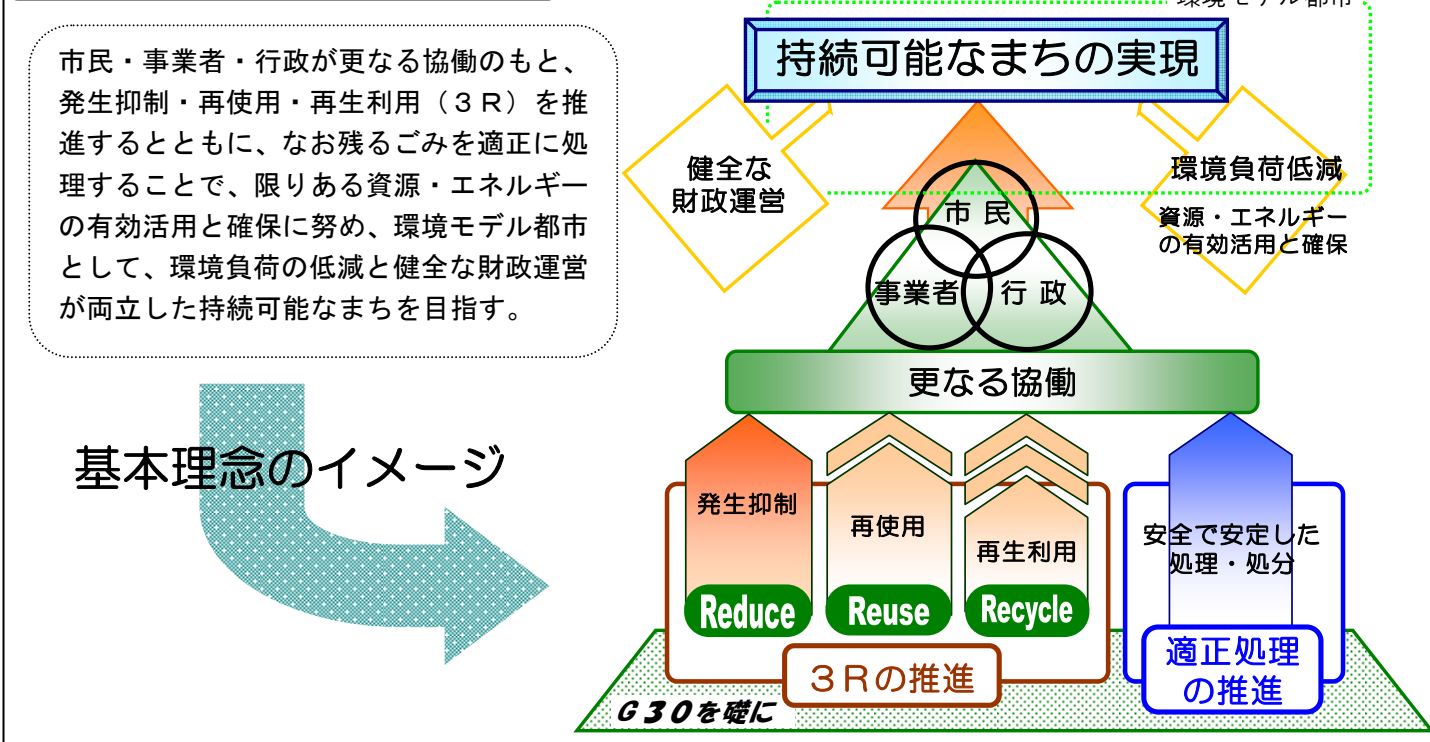
<2-1>前計画（横浜G30プラン）の振り返り

市民・事業者・行政 三者の協働 → △40%のごみ削減 温室効果ガス削減 → 地域や家庭の コミュニケーション ↑ → G30の貴重な経験を 後世に引き継ぐべき

<2-2>計画策定に向けた課題

○更なる分別の徹底とバイオマス資源の活用 ○発生抑制の取組推進 ○地球温暖化問題への対応 ○資源の確保の視点
○技術開発の動向把握 ○社会構造の変化への対応 ○ニーズの把握とスピード感ある取組 ○コスト意識と適正負担

3 基本理念



4 基本理念を支える5つの基本方向

三者が取り組む3R行動
これまでの成果を持続・発展させるため、市民・事業者はライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、自ら3R行動を実践する。また、行政は普及啓発や支援の仕組み等をより一層の充実を図り、市民・事業者の自主的な取組を促進するなど、三者が協働して資源が循環するまちを目指す。

安全で安定した処理・処分
現有施設を計画的かつ効率的に管理するとともに、選択と集中による焼却工場や最終処分場等の施設整備を進め、すべての処理・処分過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、適正処理確保に向けた安全で安定した処理・処分体制を構築する。

よりよい生活環境の確保
このまちで暮らしていて良かったと実感できるように、地域の力を最大限に発揮した、清潔できれいなまちづくりを進める。

市民の視点に立ったサービスの向上
少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応した取組を市民の視点で考え、できるところからスピード感を持って進め、市民サービスの向上を図る。

コスト意識と適正負担
持続可能な財政運営のため、必要性や有効性に加え、コストを含めた総合的な判断のもと施策評価を行うとともに、すべての主体が適切な役割分担・費用負担を果たしつつ、市民力を最大限に活かした施策展開を図る。

5 計画の枠組み

計画期間は、平成37年度（2025年度）までのおおむね15年間

6 目標設定のあり方

■行政計画として、ごみ量の将来推計など数量的な一定の指標は必要。
■新たな視点として、環境負荷低減効果に関する指標や、数量的なものにとられない具体的な行動目標を検討すべき。

7 市民・事業者・行政の役割

<市民>
市民は、自らの行動とごみ・環境問題への理解と関心を持って、主体的に3R行動に取り組み、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、互いに助け合い、連携しながら、ごみ減量・リサイクル・まちの美化活動を実践し、自らの手で生き生きと暮らせる地域づくりを進める。

<事業者>
事業者は、ごみの排出者として、また、製品の製造・流通にかかわる者として、事業活動におけるすべての過程において、環境に配慮した取組を実践する。とりわけ、環境にやさしい製品等の生産・販売や、より環境負荷の低いサービスの提供に前向きに取り組み、市民が3R行動を選択できるよう積極的に情報を発信することで、環境と経済の好循環を生み出していく。

<行政>
行政は、情報提供や環境学習・普及啓発を推進して、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的な行動をより一層呼び起こすとともに、市民・事業者の意欲が実を結ぶよう、引き続き3Rの仕組み作りを担っていく。また、将来に過大な負担を残さないよう、ごみ処理のすべての過程において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減の最適な着地点を見定め、市民・事業者と協働して、持続可能なまちの実現に取り組んでいく。

持続可能なまちの実現

協働

市民

事業者 行政

G30で担ってきた役割

8 基本方向に沿った課題の整理

- <8-1 三者が取り組む3R行動>**
- 情報提供や環境学習・普及啓発の積極的な実施
 - 市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を目指した発生抑制の取組の推進
 - 資源集団回収の促進などを通じた地域コミュニティの活性化
 - 燃やすごみに含まれている資源物の分別徹底
 - 生ごみやせん定枝、プラスチック製品、希少金属含有製品など未分別品目の課題整理と今後のあり方の検討
 - 効率的・効果的な搬入物検査や、業種・業態等に応じた普及啓発による事業系ごみの減量・リサイクルの促進
 - 事業系ごみの減量・分別促進に資する新たな施策の検討
- <8-2 安全で安定した処理・処分>**
- 効率的かつ安定した収集・運搬体制の構築
 - 適切な施設整備による安全で安定した処理体制の構築と効率的・効果的な処理の実施
 - 焼却工場におけるエネルギー回収の向上
 - 技術開発の動向を注視しつつ、幅広い視点から将来を見据えた最適な処理手法の選択
 - 最終処分場の延命化、周辺環境の保全
 - し尿の適正処理の推進
- <8-3 よりよい生活環境の確保>**
- ポイ捨てや不法投棄の防止対策の推進
 - 分別の徹底していない集合住宅や集積場所の改善への取組
- <8-4 市民の視点に立ったサービスの向上>**
- ふれあい収集・狭路収集・粗大ごみ持ち出し収集の拡充と、将来も持続可能な仕組み作りの検討
 - 分別の徹底していない集合住宅や集積場所の改善への取組
 - 転入者・外国人への普及啓発の推進
 - ライフスタイルの多様化や市民ニーズを踏まえ、収集方法や常設の回収拠点の今後のあり方を検討
- <8-5 コスト意識と適正負担>**
- 既存事業についても、必要性や有効性、コストなどを勘案し今後のあり方を検討
 - 新たなリサイクルに係る費用対効果を含めた総合的な検討
 - 長期的な視野から家庭ごみの有料化についても排除せず議論

9 おわりに

以下のことにも留意して、より効果的な市政運営に資する将来を見据えた廃棄物対策を進める

ごみ・環境政策の動向 | 他都市の取組 | 他の行政計画との整合性



横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について

～ G30を^{いしずえ}礎に みんなでつくる 未来の横浜 ～

(答申)

平成 22 年 7 月

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会

目次

1	はじめに	1
2	答申に当たって	2
2-1	前計画（横浜G30プラン）の振り返り	2
2-2	計画策定に向けた課題	3
3	基本理念	4
4	基本理念を支える5つの基本方向	6
5	計画の枠組み	9
6	目標設定のあり方	10
7	市民・事業者・行政の役割	11
8	基本方向に沿った課題の整理	14
8-1	三者が取り組む3R行動	14
8-2	安全で安定した処理・処分	17
8-3	よりよい生活環境の確保	18
8-4	市民の視点に立ったサービスの向上	19
8-5	コスト意識と適正負担	20
9	おわりに	21
[資料編]		
資-1	横浜市のごみ量等の推移	23
資-2	横浜市ごみ減量・リサイクル市民・事業所アンケート調査の概要	24
資-3	ごみ・地球環境問題を巡る動向（法制度等の動向）	34
資-4	諮問書	41
資-5	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会における審議経過	42
資-6	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿	43

1 はじめに

横浜市では、平成 15 年 1 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下「横浜 G 3 0 プラン」という。）に基づき、市民・事業者との協働のもと、ごみの減量・リサイクル及び適正処理を進めた結果、これまでに 40% を超えるごみ減量や、温室効果ガス排出量の削減による環境負荷の低減、焼却工場の廃止や処分場の延命化などの成果をあげてきた。

このような中、横浜市長は、これまでの取組状況のほか国等におけるごみ・環境政策や人口構造の変化といった社会的動向を踏まえたうえで、循環型社会の構築を一層推進するため、平成 22 年度で終了する横浜 G 3 0 プランに替えて、新たな計画を策定することとして、平成 21 年 10 月に横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会（以下「審議会」という。）に「横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について」を諮問した。

これを受けて審議会は、今後の横浜市の廃棄物行政はどうあるべきかについて、幅広い観点から審議を重ねてきた。

また、これまで培ってきた市民・事業者との協働は、新たな計画においても欠くことのできない要素であり、これを更に高める必要があることから、平成 21 年 11 月に市民 5,000 人、事業所 3,000 か所に対してアンケートを行った。アンケートで判明した市民・事業者のごみ処理の実態や、横浜市の廃棄物行政及び循環型社会に対する貴重な御意見は、審議の参考とさせていただいた。

ここに、これまでの審議結果を取りまとめ、市長に答申する。

2 答申に当たって

2-1 前計画（横浜G30プラン）の振り返り

横浜市は、平成13年12月の審議会の答申「一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた基本的な考え方について」を踏まえ、ごみの迅速な回収と安全かつ衛生的な焼却処理に重きをおいた従来の施策展開から、市民・事業者・行政の協働により、発生抑制（Reduce リデュース）・再使用（Reuse リユース）・再生利用（Recycle リサイクル）（以下、それぞれの頭文字の“R”を取り「3R」という。）を進めることで、天然資源の消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減される、循環型社会の実現に向けて舵を切ることにした。

平成15年1月に策定した横浜G30プランでは、平成22年度における全市のごみ量を平成13年度に対して30%削減するという具体的で高い目標を設定し、分別品目の拡大事業をはじめとする様々な取組を進めてきた。

ここで特筆すべきは、横浜市がごみ減量・リサイクルの仕組みを作るだけでなく、職員が直接、市民や事業者に対して積極的に働きかけたこと、市民・事業者が横浜市の働きかけに応じて、分別の徹底などに積極的に取り組むとともに、地域で独自の、あるいは業界団体等として自主的な取組の実践にまで発展したことである。

平成17年度にはごみ減量30%を5年前倒しで達成したことから、横浜市は、この成果を一過性のものとせず、将来にわたって持続させていく必要があるとして、平成18年度には、市の5か年の総合計画である横浜市中期計画（平成18年12月策定）において、更に高い目標に挑戦することとした。それは、平成22年度におけるごみ削減目標を対13年度比35%減に上方修正するというものであり、G30の循環の輪を強固にしつつ、その輪を広げ、積極的に環境を守り創造していく行動へと発展させることとし、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向けて取り組むというものであった。そして、平成20年度には対13年度比で40%を上回るごみ減量を達成し、平成21年度もこれを維持している。特に、事業系ごみについては、事業者の努力により対13年度比で50%を超えるごみ減量という大きな成果をあげている。

これまで横浜市は、全体で40%を超える大幅なごみ減量を達成してきており、このことは、温室効果ガス排出量の削減による環境負荷の低減のほか、焼却工場の廃止、処分場の延命化といった効果をもたらしてきた。これら廃棄物行政の視点から見た成果に加え、もう一つの重要な点を忘れてはならない。すなわち、分別の実践などをきっかけに、日本が誇るべきもったいない精神が見直されるとともに、地域や家庭におけるコミュニケーションが活発化するなど、ライフスタイルの転換や地域コミュニティの活性化にも資することができたということである。

以上のように、職員の地道な取組と市民・事業者の協働の姿勢、さらには自主的な活動の実践が、目標を5年前倒しで達成し、その後も対13年度比で40%を超えるごみ減量を着実に進めることを可能にした要因と考えられる。

大都市横浜の挑戦として、また運動論としてG30は成功を収めたといえ、この貴重な経験は、横浜市の廃棄物行政の根幹として後世に引き継ぐべきものである。

2-2 計画策定に向けた課題

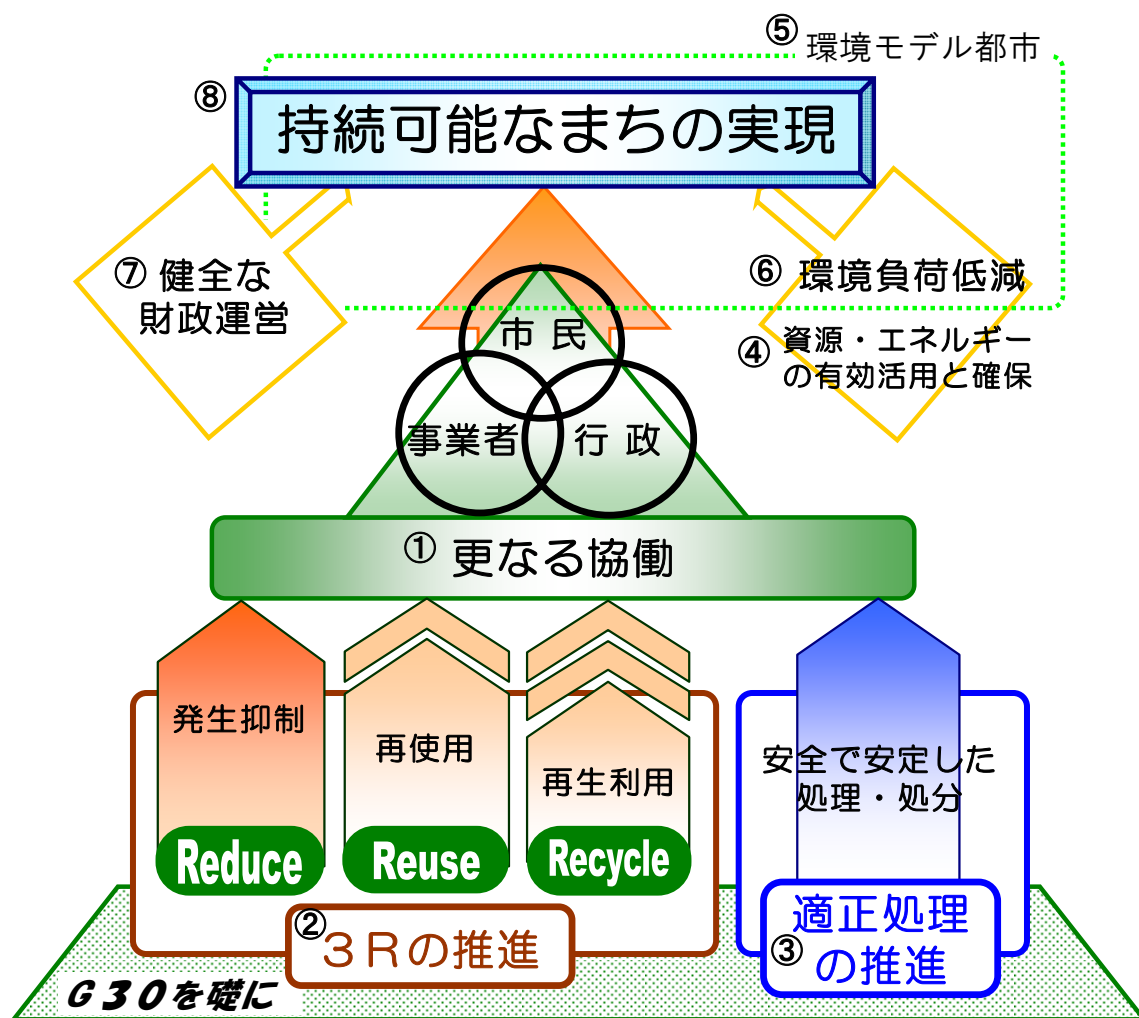
審議会ではまず前計画の振り返りを行うとともに、新たな計画を策定するに当たり、より一層のごみ減量を進めて循環型社会を実現するための今後の課題について、整理を行ったのでこれを以下に示す。

- ・燃やすごみの中に依然として古紙などの資源物が含まれていることから、更なる分別の徹底を図る必要がある。また、生ごみやせん定枝などバイオマス資源も含まれていることから、その活用について検討する必要がある。
- ・リサイクルの次の段階として、ごみになるものを作らない、受け取らないといった発生抑制の取組を進める必要がある。
- ・地球温暖化問題への対応として、ごみ処理においても温室効果ガス排出量の削減が求められている。また、「横浜市脱温暖化行動方針」（以下「CO-DO30」という。）との関係も整理する必要がある。
- ・化石燃料等の枯渇性資源やレアメタルといった希少金属の確保も視野に入れる必要がある。
- ・既存技術のみに拘泥することなく、技術開発の動向を注視して、将来を見据えた最適な手法の選択に努める必要がある。
- ・少子高齢社会の進展など社会構造が変化する中で、廃棄物行政にも優しさやぬくもりの視点を取り入れた柔軟な対応が期待されている。
- ・多様化する市民ニーズや課題を的確に把握し、スピード感を持ってできるところから施策に反映する必要がある。
- ・コスト意識と適正負担の観点から、施策・事業の必要性や有効性を検証する必要がある。

これらの課題整理を踏まえ、次章から、新たな計画の策定に向けた考え方を示す。

3 基本理念

市民・事業者・行政が更なる協働のもと、発生抑制・再使用・再生利用（3R）を推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指す。



- ① 更なる協働：それぞれが担う役割を更に深化させつつ、三者が連携してごみ・環境問題に取り組む。
- ② 3Rの推進：引き続き分別を徹底することで再生利用（リサイクル）を推進するとともに、ごみそのものを発生させない取組を強化する。
- ③ 適正処理の推進：安全で安定した処理・処分を行うとともに、既存技術のみにとらわれず、技術開発の動向を注視して最適な手法を選択する。
- ④ 資源・エネルギーの有効活用と確保：資源等を有効に活用するとともに、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属などの確保の視点を持って施策・事業を進める。
- ⑤ 環境モデル都市：温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、平成20年7月に国から選定されたもので、廃棄物行政もその一翼を担う。
- ⑥ 環境負荷低減：廃棄物対策においては、温室効果ガスや汚染物質をできる限り削減する。
- ⑦ 健全な財政運営：すべての主体がリサイクルコスト等に対する意識を持ち、適切な役割分担・費用負担を果たす。
- ⑧ 持続可能なまちの実現：社会構造の変化が進む中、限られた財源で最良の廃棄物対策を進める。

横浜G30プランは、大幅なごみ減量や温室効果ガス排出量の削減による環境負荷の低減、焼却工場の廃止や処分場の延命化などの成果をあげたほか、分別の実践などをきっかけに、もったいない精神が見直され、地域や家庭におけるコミュニケーションの活発化にも資することとなった。

こうして得られた貴重な経験は、横浜市の廃棄物行政の根幹として後世に引き継ぐべきものであり、新たな計画では、これまでの成果を踏まえたうえで、残された課題への対応や、社会経済状況の変化を踏まえた取組を進める必要がある。中でも、行政の基本的役割がサービスの提供であることを想起すれば、少子高齢社会の進展など社会構造の変化を踏まえ、廃棄物行政にも優しさやぬくもりの視点を取り入れた柔軟な対応が期待されている。

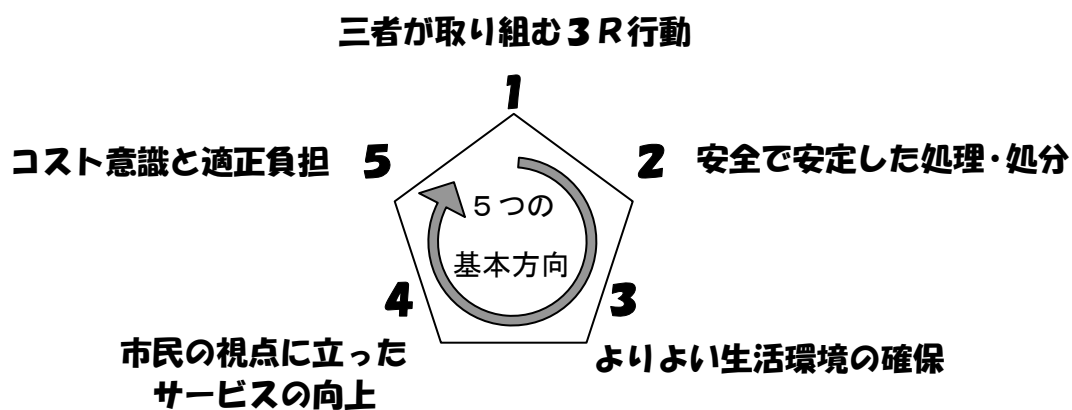
そして、発生抑制をはじめとする3Rの一層の推進となお残るごみの適正処理を図り、資源・エネルギーの有効活用のみならず、化石燃料等の枯渇性資源や希少金属等の確保の視点を持つとともに、廃棄物対策全般における環境負荷の低減につなげていくべきである。

また、非常事態ともいえる厳しい財政状況を勘案し、将来に過大な負担を残さないよう、廃棄物行政においてもサービスの充実と財政健全化の両立を図る必要があり、ごみ処理コストの負担者として市民・事業者・行政の三者は、費用対効果、特にコストと環境負荷低減効果のバランスを検証する視点を、常に持ち続けることが求められている。

4 基本理念を支える5つの基本方向

基本理念に基づき、持続可能なまちを実現するために、今後、横浜市の廃棄物行政が進むべき基本的な方向を次に提言する。

基本理念を支える5つの基本方向



三者が取り組む3R行動

これまでの成果を持続・発展させるため、市民・事業者はライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、自ら3R行動を実践する。また、行政は普及啓発や支援の仕組み等のより一層の充実を図り、市民・事業者の自主的な取組を促進するなど、三者が協働して資源が循環するまちを目指す。

これまでの成果を持続させるとともにステップアップを図るには、市民・事業者が自ら3R行動を実践するとともに、行政が市民・事業者の自主的な行動を促すコーディネーターとしての役割を果たしていくことが重要である。これにより、更なる分別の徹底が図られ、資源物のリサイクルが推進されるとともに、次のステップである発生抑制の取組を効率的・効果的に進めることができる。

そこで、市民・事業者のごみ・環境問題に対する理解と関心を高め、自主的な3R行動を促進するため、情報提供や環境学習・普及啓発を積極的に実施するとともに、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換を目指した発生抑制の取組の推進や、家庭系ごみ・事業系ごみ対策における既存事業の評価・見直し及び新規事業の検討を進める必要がある。

さらに、資源集団回収の促進などを通じて、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域・市民団体や事業者など各主体間の情報共有の場の構築など、自主的な取組を支援する仕組み作りを進める必要がある。

安全で安定した処理・処分

現有施設を計画的かつ効率的に管理するとともに、選択と集中による焼却工場や最終処分場等の施設整備を進め、すべての処理・処分過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、適正処理確保に向けた安全で安定した処理・処分体制を構築する。

焼却工場や最終処分場の整備に多額の費用がかかることは、多言を要しない。一方で、既存焼却工場の老朽化への対応が求められ、また新規処分場の建設が進められている中、今後も、ごみ減量施策の効果やごみ量の推移等を見極めつつ、適切な施設整備を行うことで効率的な処理体制を構築していく必要がある。

また、環境モデル都市として、すべての処理・処分過程において、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに効率的な処理・処分を進め、環境負荷の低減とコスト削減を実現する必要がある。さらに、安定した収集・運搬体制の構築や、焼却工場におけるエネルギー回収の向上、最終処分場の延命化、し尿の適正処理など様々な課題について、技術開発の動向を注視し、将来を見据えて最適な手法を選択する必要がある。

よりよい生活環境の確保

このまちで暮らしていて良かったと実感できるよう、地域の力を最大限に発揮した、清潔できれいなまちづくりを進める。

廃棄物行政の基本は、衛生的で良好な生活環境の保全にあることを認識し、3Rや適正処理の推進はもちろんのこと、清潔できれいなまちづくりを進める必要がある。

そのため、地域と連携しながら、ポイ捨てや不法投棄の防止対策を行い、まちの美化を進めるとともに、分別の徹底していない集合住宅や集積場所の改善などに取り組む必要がある。

市民の視点に立ったサービスの向上

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応した取組を市民の視点で考え、できることからスピード感を持って進め、市民サービスの向上を図る。

少子高齢社会の進展など社会構造の変化や、様々な生活スタイルやワークスタイルの出現により、多様化している市民ニーズの把握と課題の抽出を的確に行う必要がある。問題の核心がどこにあるかを考え、市民の立場に立って検討を行うとともに、迅速な取組が求められている。

そのためには、市民の声を職員一人ひとりが正しく把握するとともに、施策・事業に活かし、

市民感覚からかけ離れることのないよう努める必要がある。

中でも、すべての市民がごみ出しに困らず安心して暮らせるよう、ふれあい収集・狭路収集・粗大ごみ持ち出し収集の拡充を図るとともに、将来も持続可能な仕組みの構築を検討する必要がある。

さらに、市民が気持ちよく集積場所を利用できるよう、分別の徹底していない集合住宅や集積場所の改善、転入者・外国人への普及啓発などに取り組むとともに、収集方法や常設の回収拠点の今後のあり方を検討する必要がある。

コスト意識と適正負担

持続可能な財政運営のため、必要性や有効性に加え、コストを含めた総合的な判断のもと施策評価を行うとともに、すべての主体が適切な役割分担・費用負担を果たしつつ、市民力¹を最大限に活かした施策展開を図る。

少子高齢社会の進展や労働人口の減少により、現在以上に厳しい財政状況が見込まれることから、新規事業はもちろんのこと既存事業も含めて、施策の総合的な評価を行い、取捨選択を行う必要がある。事業実施に当たっては、市民・事業者・行政の三者が適切な役割を担い、費用を負担することが求められている。

中でも、最適な事業実施主体の検討や、新たなリサイクルに係る費用対効果の分析を行うとともに、状況に応じて受益者負担の考え方を導入した施策展開も考慮する必要がある。

¹ 市政運営の基本理念を定めた「横浜市基本構想」（平成18年6月策定）では、横浜の都市像として「市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を掲げている。多様で豊富な人材と活発な市民活動に裏付けられた「市民力（市民の活力と知恵の結集）」が横浜の特徴であり、最大の活力の源としており、互いに助け合い連携しながら、市民一人ひとりが広い視野と責任感を持って自発的に地域や社会活動に参画し、知恵と行動を結集して、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげることとしている。

5 計画の枠組み

計画期間は、平成37年度（2025年度）までのおおむね15年間とする。

①横浜市の市政運営の基本理念であり、市の行政計画の最上位に位置付けられる横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成18年6月策定）がおおむね2025年頃までを展望して定められていること、②昨今、ごみ処理においても、すべての処理過程で温室効果ガス排出量の削減が求められている中で、CO-DO30（平成20年1月策定）の中期目標が平成37年度（2025年度）であること、③焼却施設等の中間処理施設や最終処分場の整備計画については、長期的視点からの検討が必要であることなどから、これらを考慮して、一般廃棄物処理基本計画についても、おおむね15年間の長期計画とすることが望ましい。

国のごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月環境省廃棄物対策課）でも、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切とされている。

よって、ごみ・環境関連の法制度や、処理・処分技術、社会構造や経済情勢などの前提条件に大きな変動があった場合は、計画を適宜見直すことが望ましい。

なお、施策には、施設整備など長期的視点に立つべきものと社会経済状況などを勘案して柔軟な対応が求められるものがあり、国の指針においても必要に応じて中間目標年次を設けるとされていることから、基本理念で目指すまちの姿を実現するために当面必要な具体的施策を計画に位置付けるため、中期的期間内（4～5年間）で実施すべき具体的施策の整理を行うことが望ましい。

6 目標設定のあり方

- 行政計画として、ごみ量の将来推計など数量的な一定の指標は必要である。
- 新たな視点として、環境負荷低減効果に関する指標や、数量的なものにとらわれない具体的な行動目標を検討すべきである。

■ごみ量などの数量的指標について

一般廃棄物処理基本計画の性格として、ごみの発生量及び処理量の見込みなど数量的な一定の指標は必須である。しかしながら、審議の過程では、ごみ量の将来推計は現下の社会経済状況では非常に困難であり、ごみ量に関する目標を既存又は新たな施策の効果から導き出すことは難しいという意見もあったことから、例えば、基準年度の原単位（市民一人一日当たりのごみ量）と将来人口推計のデータを一つの指標として、計画の振り返りに活用することも考えられる。

また、将来推計と実績との乖離が著しく大きい場合には、とりわけ中間処理施設や最終処分場の整備計画に影響を及ぼすことから、将来推計を適宜見直すことが望ましい。

■新たな視点について

分別の実践や発生抑制への取組などにより、市民・事業者のごみ減量に対する意識も向上したが、次のステージでは単にごみを減らすという観点だけでなく、地球環境問題も視野に入れた目標に挑戦する時期にきていると考えられる。

横浜市は、環境モデル都市として低炭素社会への転換を目指しており、ごみ処理においても、ごみ焼却量の削減や熱エネルギーの有効利用等により温室効果ガス排出量の削減に寄与していることから、温室効果ガス削減量など環境負荷低減に関する指標を、一般廃棄物処理基本計画の目標に加えることを検討すべきである。

また、横浜G30プランでは、ごみ量の30%削減という具体的で分かりやすい目標の達成を目指して様々な施策を展開し、大きな成果をあげてきたが、最終的な目標は市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを循環型社会にふさわしいものへと変革していくことにある。

そのためには、市民・事業者と行政が共通の認識を持ち、ともに同じ目標に向かって取り組む必要があり、目標の見える化が必要となる。特に市民の視点からは、数値目標にとらわれない親しみやすい目標・指標（具体的環境行動の実践例など）も検討すべきである。例えば、日々の生活で気軽に取り組むことのできる環境行動として、生ごみの水切り運動を推進したり、市民1人ひとりが個々の意欲や生活の実情に合った行動目標を自ら設定するための仕組み作りなど、自主的・自発的な取組を促進する手法が考えられる。

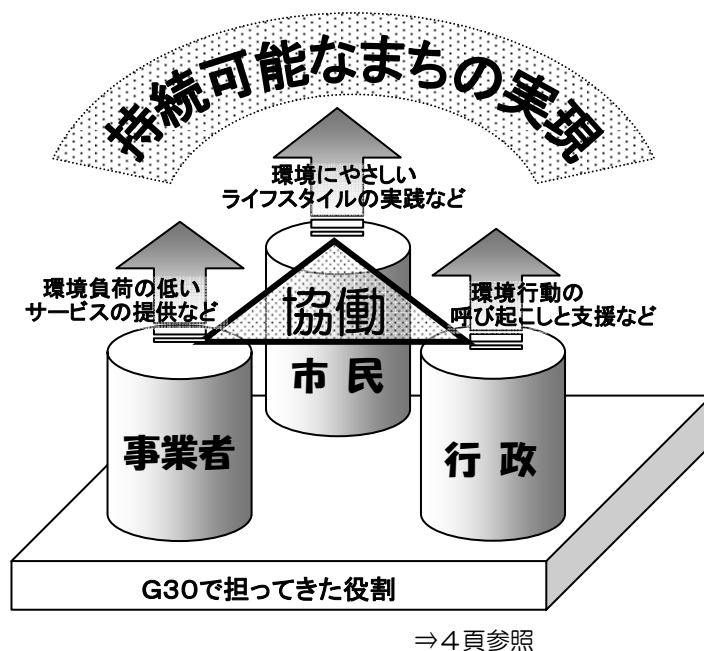
なお、目標の達成に当たっては、行政のみならず、市民・事業者も含めた三者それぞれが責任を果たす必要があることは言うまでもない。

7 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の協働によって、大幅にごみが減るとともに、ごみ処理によって発生する温室効果ガスの削減など環境負荷の低減に資することができた。

今後は、これまでの取組を発展させ、ごみそのものを発生させにくい仕組み作りが必要である。

各主体は、現在担っている役割を引き続き果たしつつ、それぞれが担うべき役割を更に深化させ、美しい地球を未来の子供たちに引き継ぐために、持続可能なまちの実現を進める必要がある。



市民

市民は、自らの行動とごみ・環境問題への理解と関心を持って、主体的に3R行動に取り組み、環境にやさしいライフスタイルを実践するとともに、互いに助け合い、連携しながら、ごみ減量・リサイクル・まちの美化活動を実践し、自らの手で生き生きと暮らせる地域づくりを進める。

市民が分別・リサイクルに取り組んだことにより、横浜市のごみ量も大幅に減少してきたが、リサイクルの次の段階として、より資源の消費が少なく、環境への負荷が低い発生抑制や再使用の取組へのステップアップを図る必要がある。

そのため、市民は、進んで環境配慮型製品を選択・購入し、ものを長く大切に使い、ごみになる不要なものをもらわないといった発生抑制の取組を実践するなど、日常生活のあらゆる場面において、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る必要がある。

さらに、市民は、ごみの排出者として分別排出を徹底するとともに、自分が出すごみの処理に行政コストがかかっていることを認識し、社会全体でより効率的・効果的な取組が進むよう、自ら考え、行動する必要がある。

また、社会構造の変化や多種多様なライフスタイルの出現などにより、地域のふれあいが薄れてきたといわれる中で、分別をきっかけとして生まれた家庭や地域におけるつながりを深め、互いに助け合い、連携しながら、心豊かに生き生きと暮らせるまちを自らの手で育んでいく必要がある。

ごみ問題は日常生活に密接にかかわる問題であり、地域コミュニティの力が効果的に発揮される分野であることから、地域におけるごみ減量・リサイクル・まちの美化活動に積極的

に参加し、担い手となることが求められている。

市民が自ら考え主体的に行動することで、市民間の協働や事業者・行政との情報共有が進むとともに、市民の自信や誇りを呼び起こし、ひいてはまちの活力の創出につながっていくと期待される。

事業者

事業者は、ごみの排出者として、また、製品の製造・流通にかかわる者として、事業活動におけるすべての過程において、環境に配慮した取組を実践する。とりわけ、環境にやさしい製品等の生産・販売や、より環境負荷の低いサービスの提供に前向きに取り組み、市民が3R行動を選択できるよう積極的に情報を発信することで、環境と経済の好循環を生み出していく。

横浜市の事業系ごみは大幅な減量が進んでおり大きな成果を上げているが、排出事業者の普遍的な役割として、引き続き分別の徹底とリサイクルを積極的に進めるとともに、なお残るごみについて適正に処理するよう努める必要がある。

現状では、利潤追求という事業者の理念と環境への配慮は、少なからず対立する場合があるが、次の段階では、持続可能な社会の一翼を担う者として、環境活動が経済活動の推進にもつながるような仕組みを市民・行政とともに考え、互いにメリットのあるWIN-WINの関係を構築する必要がある。

事業者は、ごみを発生させにくい製品の製造や、ごみを発生させにくいサービスの提供を行うとともに、自らが製造する製品やサービスの提供に付随する製品が使用され、廃棄される時点においても、リユースやリサイクル、適正な処理が行われるよう関心を払い、一定の責任を負うことが求められている。例えば、リターナブル容器の採用やリサイクルしやすい製品の開発、市町村における処理が困難な物についての自主回収システムの構築などに取り組む必要がある。

また、ごみ処理にかかる社会的コストを意識し、費用負担の主体として、長持ちする製品の製造や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみを発生させない取組を進めることが求められている。

さらに、製品材料として再生資源を積極的に活用するとともに、市民が3R行動を選択できるよう、ごみになりにくい製品や再生資源を利用した製品、製造工程における環境負荷の低い製品などの環境配慮型製品の情報提供を積極的に行う必要がある。

行政は、情報提供や環境学習・普及啓発を推進して、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心と具体的な行動をより一層呼び起こすとともに、市民・事業者の意欲が実を結ぶよう、引き続き3Rの仕組み作りを担っていく。

また、将来に過大な負担を残さないよう、ごみ処理のすべての過程において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減とコスト削減の最適な着地点を見定め、市民・事業者と協働して、持続可能なまちの実現に取り組んでいく。

行政は、まずは個々の事業についての必要性や有効性、コストなどを勘案したうえで見直しを図るとともに、必要な事業は強化・継続するという姿勢で取り組む必要がある。

そのうえで、市民・事業者が参加できる3Rの仕組みを作るとともに、市民・事業者の自主的な活動を支えるために、情報提供や環境学習・普及啓発を推進すべきである。とりわけ、市民・事業者のごみ・環境問題に対する関心を呼び起こすとともに理解を深め、3R行動の実践へとつなげていくため、ごみ処理やリサイクルに係るコスト、環境に与える影響、ごみや資源物のゆくえ、法制度の動向など、ごみ・環境問題に関する情報を随時、分かりやすく伝える必要がある。

また、これからの廃棄物行政の方向性は、市民・事業者の自主性を活かすことにある。行政には、地域・市民団体や事業者などの各主体間が最適な手法（ベストプラクティス）を共有できるよう、プラットフォーム（共通の土台・基盤、情報交換の場）作りを進めるといった、自主的な取組を支援する仕組みの構築が求められている。

なお、行政には、市民・事業者に対するごみ処理サービスの提供という役割が大原則としてあり、ごみの適正処理の遂行という役割を忘れることはできない。

3Rを推進してもなお相当量の処理を要するごみが残ることから、これらを適正に収集・運搬、処理・処分するための体制を確保するとともに、ごみ処理のすべての過程において、温室効果ガス排出量の削減など、できる限りの環境負荷の低減に努める必要がある。

8 基本方向に沿った課題の整理

「4 基本理念を支える5つの基本方向」に沿って、横浜市が取り組むべき政策課題を以下に提示する。

8-1 三者が取り組む3R行動

これまでの成果を持続・発展させるため、市民・事業者はライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図り、自ら3R行動を実践する。また、行政は普及啓発や支援の仕組み等のより一層の充実を図り、市民・事業者の自主的な取組を促進するなど、三者が協働して資源が循環するまちを目指す。

■環境学習・普及啓発

- ① ごみ・環境問題に対する関心を呼び起こすとともに理解を深め、市民・事業者の自主的な3R行動へとつなげていくため、情報提供や環境学習・普及啓発を積極的に実施すべきである。特に、地域に身近な事務所・工場が、環境学習等の場として活発に利用されるよう設備や体制の充実を図るべきである。
- ② 環境学習・普及啓発を推進するため、市の体制の整備とあわせて、環境事業推進委員やG30コーディネーターといった意識の高い市民の協力を得ながら、出前講座等の内容の充実や機会の拡充を図るべきである。
- ③ 市民の間には、G30は一定程度目的を達成したとの意識が芽生えつつあり、一部では分別に対する気の緩みも生まれているが、持続可能なまちの実現というG30の次のステージに意欲的に取り組んでもらうために、取組に対する動機付けと具体的な3R行動を提示する必要がある。
- ④ 市民・事業者に自主的に3R行動を実践してもらうよう、ごみや資源物のゆくえに関する情報提供を充実させるとともに、ごみの減量・リサイクルによって生み出される環境負荷低減効果、例えば、温室効果ガス排出量の削減効果や最終処分場の延命効果を市民に分かりやすく伝えるべきである。
- ⑤ 焼却工場における熱エネルギーの有効利用の観点から、生ごみの水切りの有効性を市民に分かりやすく伝え、身近な環境行動として各家庭で実践してもらうよう呼びかけるべきである。
- ⑥ 3R行動の動機付けとなるようなメッセージが市民に届くよう、市民に身近な収集車の放送や車体を活用するなど、情報提供の手法を工夫する必要がある。

■発生抑制の推進

- ① 横浜市はこれまでに40%を越えるごみの減量を達成してきたが、リサイクルに資源・エネルギーがどのくらい消費されているかを市民・事業者とともに考え、ごみだけでなく資源物の量も含めた総量の削減に向け、発生抑制の具体化を図る必要がある。
- ② ごみの発生抑制を進めるためには、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換が必要不可欠である。現在、横浜市において、市民・事業者が発生抑制の実現に向けた具体的手法を議論している「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会」発のプラットフォーム（共通の土台・基盤、情報交換の場）を活かし、お互いの立場を理解したうえで、横浜ならではの発生抑制モデルを構築する必要がある。
- ③ 使えるものを捨てない、食べられるものを残さないといった、日本が誇るべきもったいない精神を活かし、発生抑制が日常生活に根付くよう理念を掲げて取り組む必要がある。
- ④ 小売事業者の容器包装類等の削減に向けた「G30エコパートナー協定」事業について、小売事業者の取組がより一層具体化するよう効果を検証し、支援のあり方なども含め今後の方向性を検討すべきである。

■地域コミュニティの支援

- ① ごみ減量・リサイクルやまちの美化に関する地域活動を支援するとともに、市民が地域の一員として行動するためのきっかけ作りなど、地域コミュニティの持続や市民団体の組織強化につなげていく必要がある。資源集団回収においても、現在の仕組みを活かしつつ、コーディネート（調整）を強化し、促進を図るべきである。
- ② ごみの減量・リサイクルやまちの美化に関する市民の地域活動について、市民間で最適な手法（ベストプラクティス）を共有できるよう、情報共有の手法について検討する必要がある。

■家庭系ごみの分別・リサイクルの推進

- ① 家庭から出される燃やすごみの中には、いまだにその他の紙やプラスチック製容器包装などの資源物が一定程度含まれていることから、特にこれらの品目について、分別の徹底を図るべきである。
- ② 大都市である横浜市で生ごみのリサイクルを本格的に実施するには、技術的な見極めと長期的な視野が必要である。バイオガス化やたい肥化に関するこれまでの実証実験の結果を検証するとともに、今後の展開について様々な処理技術を視野に入れ、各手法によって生じる最終的な残さ量などを勘案しつつ、慎重に検討する必要がある。
また、既存事業である電気式生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成については、環境負荷低減効果の観点も含め、今後のあり方を検討する必要がある。

- ③ 生ごみのたい肥化については、市域内だけで循環させることは難しいことから、たい肥の受入先など農政サイドとの連携を含め、仕組みの構築について検討する必要がある。
- ④ せん定枝については、発生量の推移など様々な状況を調査したうえで、リサイクルの必要性や可能性を検討する必要がある。
- ⑤ プラスチック製品のリサイクルについては、費用対効果などに課題もあることから、国や他都市の動向を引き続き注視しながら、分別の精度やリサイクル手法の最適点を見極める必要がある。
- ⑥ 現在、燃やすごみとして出されている希少金属含有製品の回収について、国の動向を注視するとともに、事業者との連携手法など今後の取り得る方策を検討する必要がある。

■事業系ごみの分別・リサイクルの推進

- ① 焼却工場における搬入物検査の強化が、リサイクル可能な古紙や産業廃棄物の不適正搬入の抑止につながっていることから、今後も効率的・効果的な検査を実施し、事業系ごみのリサイクルルートへの誘導を促進すべきである。
- ② いまだに焼却工場へ搬入されているリサイクル可能な古紙、特に機密文書やシュレッダー古紙などのリサイクルルートへの誘導手法を検討する必要がある。
- ③ 事業系ごみの減量・リサイクルに当たっては、強化すべき品目に絞って働きかけるなど、業種や業態、地域性などに応じた普及啓発・指導を行うべきである。
- ④ 事業系ごみの記名袋や指定袋制度について、分別の促進や家庭ごみへの不適正排出の防止のために、他都市の導入事例も参考にしながら検討する必要がある。
- ⑤ 発生抑制の観点から、近隣の都市の状況も勘案しながら、事業系ごみの処理手数料の見直しも検討する必要がある。

8-2 安全で安定した処理・処分

現有施設を計画的かつ効率的に管理するとともに、選択と集中による焼却工場や最終処分場等の施設整備を進め、すべての処理・処分過程において環境負荷の低減とコスト削減を実現しつつ、適正処理確保に向けた安全で安定した処理・処分体制を構築する。

■収集・運搬

- ① 効率的かつ安定した収集・運搬体制を構築するとともに、委託化に当たっては、市町村に処理責任があることを十分認識して、委託業者に対する指導を徹底するなどし、市民サービスの低下につながらないように留意すべきである。

■中間処理

- ① 当面は4工場で安全で安定した処理体制を構築し、効率的かつ効果的な処理を実施すべきである。
- ② 工場の運転に当たっては、ごみ量やごみ組成の変化をとらえつつ、エネルギー回収の向上を図るなど一層の効率化を図るべきである。
- ③ 他都市との連携による既存施設の活用について、様々な観点から検討する必要がある。なお、他都市ごみの受入に当たっては、広域処理の観点とともに、市民の視点も考慮すべきであり、安易に受け入れるのではなく、排出元の自治体でごみ減量が進むよう誘導するなど、社会全体としてメリットが生まれるよう進める必要がある。
- ④ 既存の処理・処分技術にとらわれず、技術開発の動向を注視して、幅広い視点から将来を見据えた最適な手法を選択するよう努めるべきである。

■最終処分

- ① 安全で安定した埋立処分を実施するとともに、当面は限りある処分場を延命化し、長期的な利用を図るべきである。
- ② 処分場の整備や管理・運営に当たっては、きめ細かい事前調査やモニタリングを行い、周辺環境への影響を極力少なくするよう十分に留意すべきである。
- ③ 焼却灰の有効利用については、処分場の延命化のためにも、今後の財政状況を勘案しつつ引き続き検討する必要がある。

■し尿処理

- ① 下水道未整備地域における適正処理を引き続き実施すべきである。
- ② し尿の有機性廃棄物としての可能性に着目し、有効利用に係る技術開発の動向を注視する必要がある。

このまちで暮らしていて良かったと実感できるように、地域の力を最大限に発揮した、清潔できれいなまちづくりを進める。

■きれいなまちの実現に向けた取組

- ① ポイ捨て・喫煙禁止条例に基づくまちの美化対策を進めるとともに、放置自動車・沈船等の不法投棄防止対策を推進すべきである。
また、ポイ捨て・喫煙禁止条例については、市民に条例の効果を分かりやすく伝えるため、評価指標のあり方や見せ方も含めて検討する必要がある。
- ② 喫煙禁止地区の拡大については、財政的な負担も大きいことから、既指定地区の効果を検証し、慎重に検討する必要がある。
また、喫煙禁止地区における過料については、市民が不公平感を抱かないよう、確実な徴収に努めるべきである。
- ③ 安全で住みやすいまちづくりを進めるためにも、不法投棄されやすい地域を重点的に監視するとともに、地域と連携した不法投棄防止対策を検討する必要がある。
また、近年、無許可で不用品を回収する業者が頻繁に見られ、これらの業者による不法投棄のおそれもあることから、指導を徹底すべきである。
- ④ 分別の徹底していない集合住宅や集積場所に対して、積極的な働きかけの機会を持ち、改善を図るべきである。
また、引き続き、地域に身近な事務所が、集積場所等の課題解決を手助けできるよう相談体制を充実させるとともに、最終的には、地域が自立して取り組むよう促す必要がある。

■地域コミュニティの支援【再掲】

- ① ごみ減量・リサイクルやまちの美化に関する地域活動を支援するとともに、市民が地域の一員として行動するためのきっかけ作りなど、地域コミュニティの持続や市民団体の組織強化につなげていく必要がある。資源集団回収においても、現在の仕組みを活かしつつ、コーディネート（調整）を強化し、促進を図るべきである。
- ② ごみの減量・リサイクルやまちの美化に関する市民の地域活動について、市民間で最適な手法（ベストプラクティス）を共有できるように、情報共有の手法について検討する必要がある。

8-4 市民の視点に立ったサービスの向上

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化に対応した取組を市民の視点で考え、できることからスピード感を持って進め、市民サービスの向上を図る。

■少子高齢社会への対応

- ① 少子高齢社会が進展し、高齢単身世帯も増加する中で、市民がごみ出しに困らず安心して暮らせるよう、ふれあい収集²・狭路収集³・粗大ごみ持ち出し収集⁴について、福祉部門等との連携を図りつつ拡充を図るべきである。
なお、他の部門と重複してサービスを提供することにならないよう十分に留意し、効率的に実施する必要がある。
- ② ふれあい収集等においては、年齢など一律の基準で判断せず、行政サービスを提供すべき実態があるか柔軟に判断する必要がある。基本的には、高齢者であっても分別やまちの美化活動に取り組んでもらえるよう促すべきである。
- ③ 高齢者等に対するごみ出し支援の取組について、いずれは行政だけで担えない状況になると考えられることから、福祉部門及びボランティアとの連携や仕組みの構築について、将来を見据えた準備が必要である。

■集積場所改善の取組

- ① 分別の徹底していない集合住宅や集積場所に対して、積極的な働きかけの機会を持ち、改善を図るべきである。
また、引き続き、地域に身近な事務所が、集積場所等の課題解決を手助けできるよう相談体制を充実させるとともに、最終的には、地域が自立して取り組むよう促す必要がある。【再掲】
- ② 分別の徹底を図るとともに、清潔で取り残しのない集積場所を実現するために、転入者や外国人に対しても、ごみの分け方・出し方などの周知を徹底すべきである。
- ③ 市民のライフスタイルの多様化や市民ニーズを踏まえて、ごみや資源物の収集方法（収集形態、収集頻度などのあり方）や回収方法（常設の回収拠点の設置場所や設置か所数など）を検討する必要がある。

² ふれあい収集：集積場所までのごみ出しが困難な高齢者等を対象として、玄関先までごみを取りに伺う事業

³ 狭路収集：道路が狭く、収集車が通行することができないため、集積場所が自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車で収集を行う事業

⁴ 粗大ごみ持ち出し収集：家族や身近な人の協力が困難で、自分で粗大ごみを持ち出すことができない、要件に該当する方を対象に、宅内に入って粗大ごみを持ち出す事業

持続可能な財政運営のため、必要性や有効性に加え、コストを含めた総合的な判断のもと施策評価を行うとともに、すべての主体が適切な役割分担・費用負担を果たしつつ、市民力を最大限に活かした施策展開を図る。

■既存事業のあり方の検討

- ① 既存事業についても、必要性や有効性、コストなどを勘案したうえで見直しを図るとともに、必要な事業は継続するという姿勢で取り組むべきである。

特に、せん定枝のリサイクルを行うグリーンコンポスト施設、リサイクルプラザやリサイクルコミュニティセンター等の啓発施設など、横浜市以外の主体が担うことができるか検討を要するものや、みなとみらい21地区の整備にあわせて敷設された管路収集システムについて、今後のあり方を検討すべきである。

■新たなリサイクルの検討

- ① 生ごみやせん定枝、プラスチック製品など、新たなリサイクルの実施に当たっては、市民に新たな分別を求めることができるか慎重な判断が必要であり、先に導入した他都市の状況も参考にしつつ、費用対効果を含めて総合的に検討する必要がある。

- ② 焼却灰の有効利用については、処分場の延命化のためにも、今後の財政状況を勘案しつつ引き続き検討する必要がある。【再掲】

■ごみ処理費用の適正負担のあり方

- ① これまで横浜市は、市民・事業者との協働でごみ減量を進めてきており、市民にごみ処理費用を直接負担させる家庭ごみの有料化については、慎重な議論が必要であり、拙速な結論は避けるべきとの意見があった。

また、家庭ごみの有料化と不法投棄との関連性を十分に留意すべきとの意見や、歳入の使途を市民が納得する事業に充てなければ、市民の協力を得られず、分別の状況も崩れてしまうとの意見もあった。

しかし、長期的な視野でみると、家庭ごみの有料化は、ごみ処理費用の公平・適正な負担のみならず発生抑制にも資すると考えられること、さらには、本審議会の過去の答申⁵においても、家庭ごみの有料化の必要性について提言していること、国が「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成19年6月環境省廃棄物対策課）を示し、他都市においても近年導入する動きが見られることなどを勘案し、横浜市においても選択肢の一つとして排除せず議論する必要がある。

⁵ ■平成7年11月答申「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方について」（抜粋）：ごみは出せば行政が無料で処理してくれるという意識を変え、過剰包装商品等を買わない、資源として再生可能なものはごみとしてではなく資源物として排出するという減量化・資源化の方向に市民意識を転換するためには、家庭から排出されるごみに対して、有料化を導入することが必要と考えられる。

■平成13年12月答申「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え方について」（抜粋）：本審議会ですでに答申している、家庭ごみ処理手数料の有料化について、早急に調査・検討することが望ましい。

9 おわりに

本審議会は、市長の諮問に基づき、横浜市の廃棄物行政の基軸となる一般廃棄物処理基本計画の策定に向け、今後の方向性や施策のあり方を審議し、本答申にその審議結果を取りまとめた。

今回の諮問では、横浜G30プランが大きな成果を上げている中で、その持続と更なる発展のために、今後どのような廃棄物行政を横浜市が目指していくべきなのか、審議会としても難しい課題を任されたが、横浜市の未来を思い多くの議論を重ね、ここに将来への道筋を示すことができた。

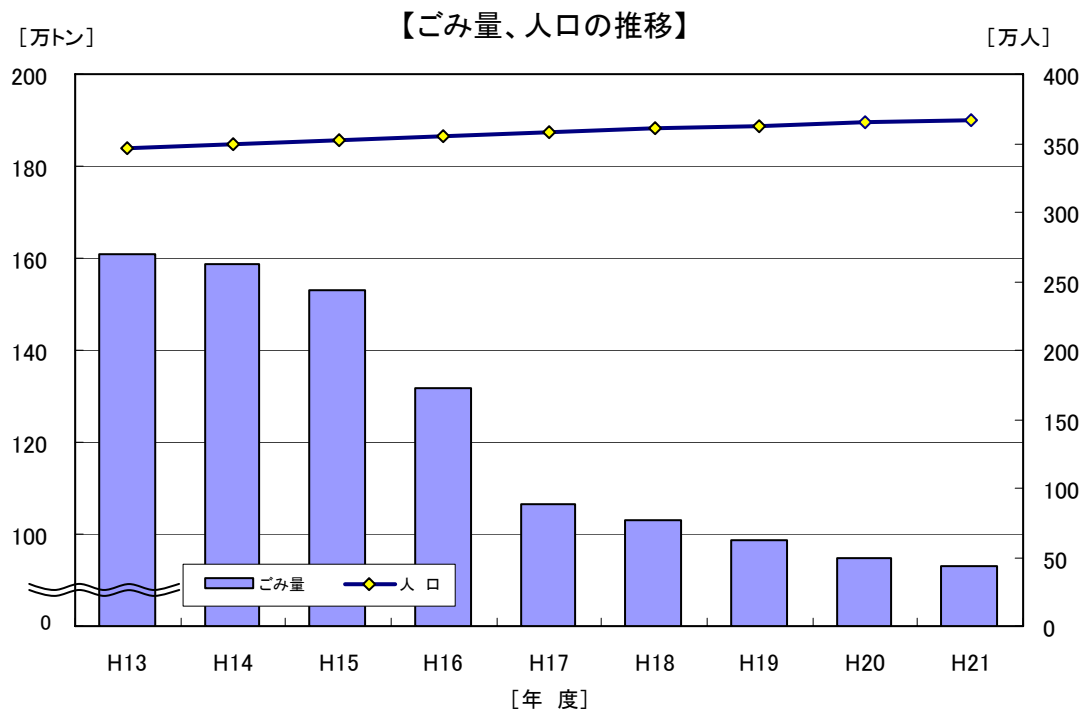
新たな計画の策定に当たっては、これまでの成果に慢心することなく常に原点に立ち返り、国におけるごみ・環境政策の動向を注視するとともに、他都市の良い取組を学び取り入れる謙虚な姿勢も忘れてはならない。また、市の基本構想やCO-DO30をはじめとした環境関連の行政計画との整合も図り、より効果的な市政運営に資するよう留意すべきである。

これまでの成果は、市民・事業者の分別・リサイクルの実践や発生抑制の取組の芽生えにあるが、この成果を導いた原動力は市民・事業者の積極的な行動にあり、今後もこれらの行動をいかに継続し、高めていくかが重要である。また、地域に入って働きかけを続けた行政の地道な努力によるところも大きく、今後も、市民・事業者と行政の信頼関係をより一層強固にするためにも、職員一人ひとりの役割が大きいことを肝に銘じて、将来を見据えた廃棄物対策を進めていただきたい。

横浜市は、本答申の趣旨を重く受け止めて新たな計画を策定するとともに、日本の、世界の廃棄物行政のけん引役として先頭に立ち、持続可能なまちを実現し、美しい地球を未来の子供たちに引き継ぐという使命を果たすべく尽力されたい。

[資料編]

横浜市のごみ量等の推移

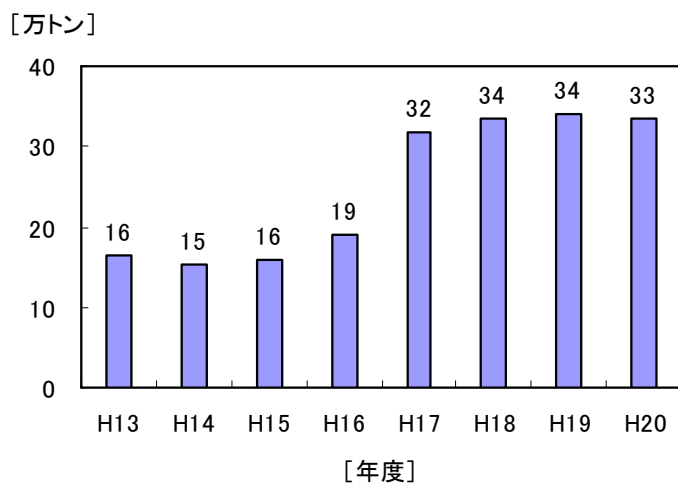


※ ごみ量とは、資源化されるものを除いた焼却処理・直接埋立処分されるものの量をいう。

	13年度 実績	14年度 実績	15年度 実績	16年度 実績	17年度 実績	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 (速報)
市全体ごみ量 (万トン)	160.9	158.6	153.2	131.6	106.3	103.2	98.7	94.9	93.0
対13年度比 (単位:%)	—	▲1.4	▲4.8	▲18.2	▲33.9	▲35.9	▲38.7	▲41.0	▲42.2
人口(万人)	346	350	353	356	358	360	363	365	367
対13年度比 (単位:%)	—	1.0	1.9	2.7	3.4	4.1	4.8	5.5	6.1

※人口は、各年度の10月1日人口

【資源化量の推移】



※資源化量とは、行政回収及び資源集団回収による資源化量の合計をいう（資源集団回収は暦年データ）。

横浜市ごみ減量・リサイクル市民・事業所アンケート調査の概要

1 調査目的

市民及び市内に所在する事業所を対象に、ごみ問題についての意識調査を行い、その実態・傾向を把握することを通じ、新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」策定に当たっての基礎資料とする。

2 調査の概要

項目	内 容	
調査対象	市民	横浜市内に居住する満20歳以上の男女
	事業者	横浜市内に所在する事業所
標本数	市民	5,000人(うち外国籍108人)
	事業者	3,000事業所
抽出方法	市民	住民基本台帳・外国人登録原票より無作為抽出
	事業者	タウンページデータベースから業種分類(64分類)の比率に応じた数無作為抽出(ただし、抽出数が10事業所未満の業種は10事業所になるよう、比率が大きい業種と調整。)
調査方法	郵送法、無記名	
調査期間	平成21年11月27日(金)～12月7日(月)	
調査実施機関	委託による	

3 回収結果 ※ 返送数とは宛先不明等で戻ってきた調査票を指す。従って有効回収率は「有効回答数/(標本数-返送数)÷100」とする。

調査	標本数	返送数※	有効回答数	有効回収率
市民	5,000	40	2,012	40.6%
事業所	3,000	51	915	31.0%

4 調査内容

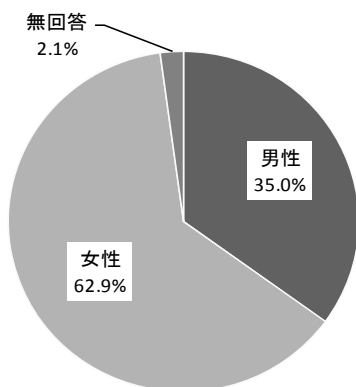
- (1) ごみ・資源物の排出実態
- (2) 横浜市の減量化・資源化施策についての認識及び実行度
- (3) 発生抑制(リデュース)に対する考え方
- (4) 循環型社会に対する考え方

5 市民アンケート調査結果の概要

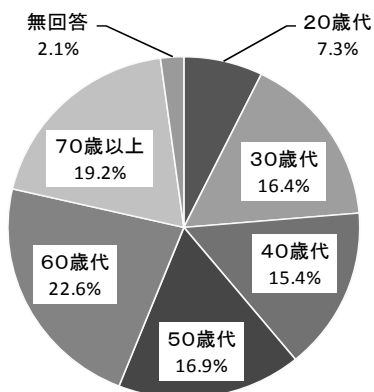
(1) 回答者の特性

性別では女性が半数以上、職業では給与所得者、家事従事者、無職がそれぞれ3割程度と多くを占めている。市全体の分布と比較すると、年齢層が高い人、戸建住宅に居住している人ほど回答率が高い傾向にある。

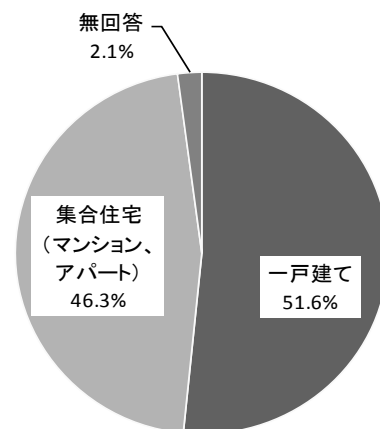
1) 性別



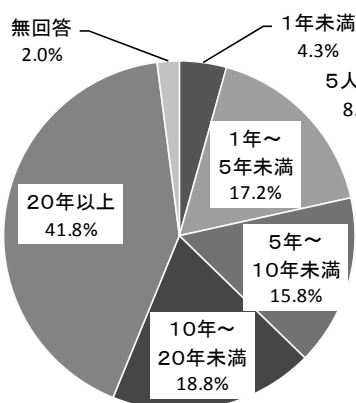
2) 年齢



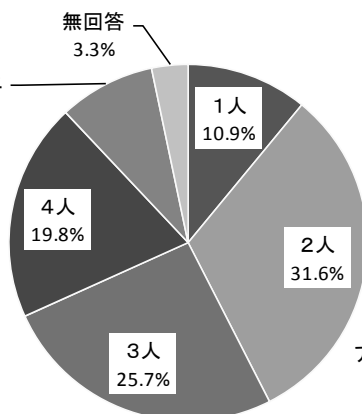
3) 住居形態



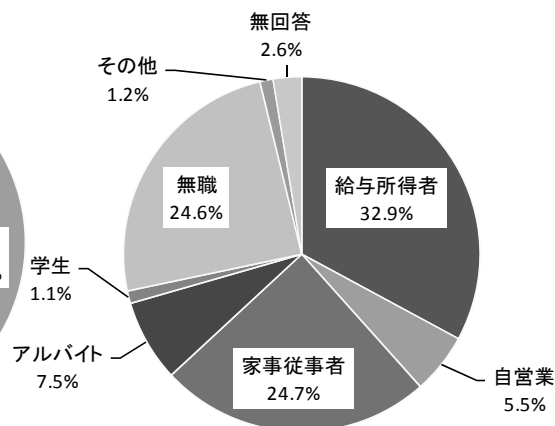
4) 居住年数



5) 同居家族人数



6) 職業



(2) ごみ問題への関心

「大いに関心がある (27.6%)」と「関心がある (61.4%)」をあわせると、関心を持つ市民はおよそ9割 (89.0%)。「横浜G30プラン」の認知度は、「知っている」が最も多く、およそ6割 (59.8%) である。

高齢層ほど、ごみ問題に「大いに関心がある」人の割合が高いが、特に20代は「大いに関心がある」人の割合が低い。ただし、「大いに関心がある」と「関心がある」を足すと、20代の66%から70代以上の92%で、かなり関心を持っている割合が高い。

戸建てと集合住宅では、ごみ問題に関心がある人の割合は戸建住宅の方が高い。

G30の認知度は、居住年数1年未満の人が顕著に低く、次いで居住年数5年未満の人が低い。

(3) 分別収集や持込拠点の認知度

分別収集の内容や持込拠点の存在については、「知っていた」が半数近く（46.2%）を占める。「知らなかったことの方が多い（7.6%）」と「まったく知らなかった（3.5%）」をあわせると、およそ1割（11.1%）である。

知らなかった施策内容では、「センターリサイクルが行なわれていること（76.7%）」が最も多く8割弱を占め、次いで「資源回収ボックスがあること（59.3%）」が6割弱を占める。

(4) プラスチック製容器包装や古紙の分別が徹底されない理由

プラスチックの分別が徹底されない理由としては、「ルールを守らない人がいるから」が5割（50.5%）と最も多く、次いで「プラスチック製容器包装とプラスチック製品の区別が難しいから（48.0%）」となっている。

古紙の分別が徹底されない理由としては、「ルール通りに分別するのは大変な面があるから（44.1%）」が最も多く4割以上を占める。次いで「個人情報に記載されている古紙は燃やして欲しいから（40.4%）」、「ルールを守らない人がいるから（39.4%）」が、4割を占める。

プラスチック製容器包装や古紙の分別が徹底されない理由として、高年齢層ほど、ルール違反者の存在を理由として挙げており、若年齢層ほど、分別の困難さを理由として挙げている。

(5) 古紙の排出方法

新聞、折込ちらし、雑誌では、「自治会・町内会の資源集団回収」を利用する割合が最も高く、その他の紙、紙パックでは「横浜市の分別収集」を利用する割合が最も高い。

若年齢層ほど、資源集団回収の利用率が低く、その他の紙や紙パックは、燃やすごみに出している割合が、新聞、雑誌等と比べ顕著に高い。

新聞・雑誌・紙パックに関する過去（平成13年度）調査との比較では、「燃やすごみに混ぜて出す（13年度選択肢：家庭ごみとして出している）」の割合が大幅に減り、「横浜市の分別収集（13年度選択肢：資源回収ボックスに出している）」の割合が大幅に増えている。

(6) 収集曜日等の情報の入手方法

収集曜日等の情報の入手方法については、「集積所に貼ってあるチラシを見る（67.4%）」が7割弱を占め最も多く、次いで「回覧板を見る（57.8%）」となっている。

集積場所に貼ってあるチラシは、居住年数や居住形態に関係なく、多くの人に見られている。長期居住者や戸建居住者ほど回覧板を見る割合が高い。

(7) 分別ルールの遵守度とルールを守る理由

分別ルールの遵守度について、「いつも、きちんと守っている（48.0%）」と「だいたい守っている（49.7%）」をあわせると、9割以上（97.7%）を占める。理由としては、「ごみを減らして資源を有効利用するため、リサイクルを進める必要があるから（44.5%）」が

最も多く、4割以上を占める。

高齢層ほど、分別ルールを「いつも、きちんと守っている」人の割合が高い。ただし、「だいたい守っている」人を足せば、どの年齢層も9割以上が、分別ルールを守っていると認識している。

分別ルールを守る理由では、「資源の有効利用のため、リサイクルを進める必要がある」を選択した人が最も多く、「地球温暖化防止のため、リサイクルを進める必要がある」を選択した人が2番目に多いが、「ルールなので仕方ないから」を選択した人は年齢層が若い人ほど多い。

(8) ごみの出し方や収集方法の満足度

「大いに満足している (7.0%)」と「だいたい満足している (58.8%)」をあわせると、7割弱 (65.8%) を占める。「あまり満足していない」と「非常に不満である」人は、全体の1割強を占めるが、不満がある理由としては、「分別が細かくて面倒なこと (32.9%)」と「分別がわかりにくいこと (32.5%)」が共に多く、3割以上を占める。

ごみの出し方や収集方法の満足度について、年齢別で見ると、若年齢層ほど「あまり満足していない」人の割合が高い。不満がある理由の中で、分別がわかりにくい具体的な品目としては、「プラスチックとプラスチック製容器包装」や「金属類」があげられた。その他の不満がある理由としては、「収集回数が少ない」「戸別回収してほしい」などの意見があった。

(9) 生ごみ

生ごみの発生抑制については、「食べきれない量を買わないように気をつけている (46.8%)」が最も多く5割弱を占める。生ごみのリサイクルについては、「地球環境に与える影響や市としての費用対効果を総合的に検討し、メリットがあるなら進めるべき (50.3%)」が最も多く5割を占める。実際の分別に当たっては、「生ごみの資源化が地球環境に良いことなら、分別に協力する (71.7%)」が最も多く、7割を占める。

生ごみの発生抑制については、若年齢層ほど「特に行なっていない」割合が高い。生ごみのリサイクルについては、高齢層ほど1位の「地球環境に与える影響や市としての費用対効果を総合的に検討し、メリットがあるなら進めるべき」と2位の「地球環境にも良いことなので、できる限り進めるべき」の差が小さい。実際の分別に協力するかどうかの設問では、若年齢層ほど2位の「生ごみの資源化が地球環境に良いことであっても、手間がかかるので分別には協力したくない」の割合が高い。

(10) 発生抑制の実践

日頃の買い物で、ごみを少なくするため意識して行っていることについては、「詰め替え商品を選んでいる (71.2%)」が最も多く、7割を占める。「特に行なっていない (4.3%)」は1割に満たない。

買い物以外で、ごみの発生抑制につながることについては、「水筒やタンブラー (マイボトル) を持ち歩いて、ペットボトルや缶入り飲料はできるだけ買わないようにしている

(47.9%)」が最も多く、5割弱を占める。「特に行なっていない(16.7%)」は2割に満たない。

70歳以上では、全体で1位の「詰め替え商品を選んでいる」の割合が低い。また、男性では全体で1位の「水筒やタンブラー(マイボトル)を持ち歩いて、ペットボトルや缶入り飲料はできるだけ買わないようにしている」割合が低い。

全体的には、発生抑制については、分別ルールへの協力割合と異なり、世代別の顕著なばらつきは見られない。

(11) 発生抑制の方策

発生抑制のため事業者に望む取組みとしては、「二重に包装する製品の製造・販売をやめる(58.0%)」が最も多く、6割弱を占める。次いで「詰め替えのできる製品を優先的に製造・販売する(53.9%)」となっている。

発生抑制のための効果的な方策としては、「ごみ問題に関する教育を徹底したり、環境学習の機会を提供する(52.2%)」が最も多く、5割弱を占める。次いで「極力ごみを出さない製品やサービスが市民に選ばれるよう、行政が事業者の取組を広報する(36.4%)」となっている。

発生抑制に関して企業に望むことについて、「二重包装の廃止」が最も多く6割を占めるが、若年齢層ほど「消費期限・賞味期限が近い食品の値引き販売」の割合が高い。

発生抑制のための効果的な方策としては、性別、年齢による大きな差は見られないものの、60代70代では全体で3位の「ルール違反のごみを収集しないなど、違反には厳しく対処して分別を徹底する」の割合が、全体で2位の「極力ごみを出さない製品やサービスが市民に選ばれるよう、行政が事業者の取組を広報する」より高い。また集合住宅では、全体で3位の「ルール違反のごみを収集しないなど、違反には厳しく対処して分別を徹底する」の割合が低い。

(12) 循環型社会に対する考え方

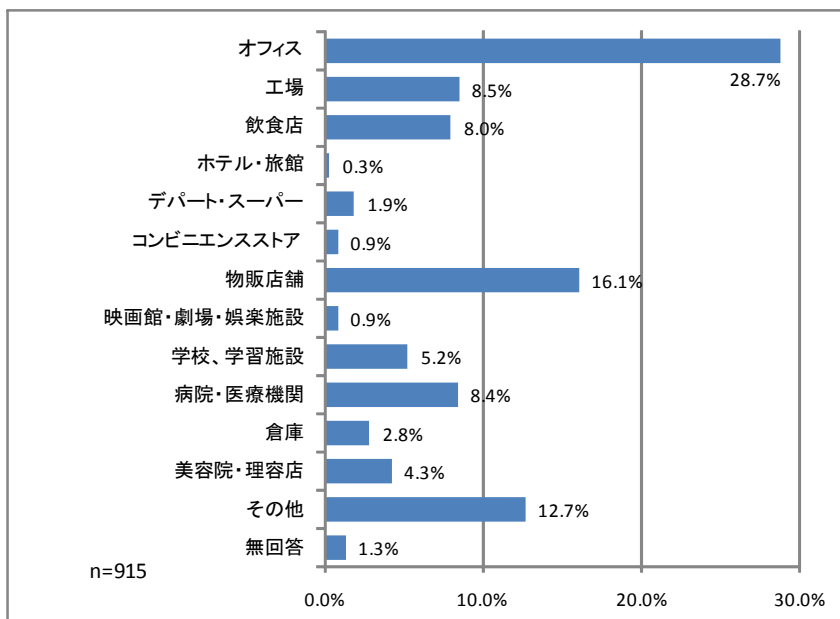
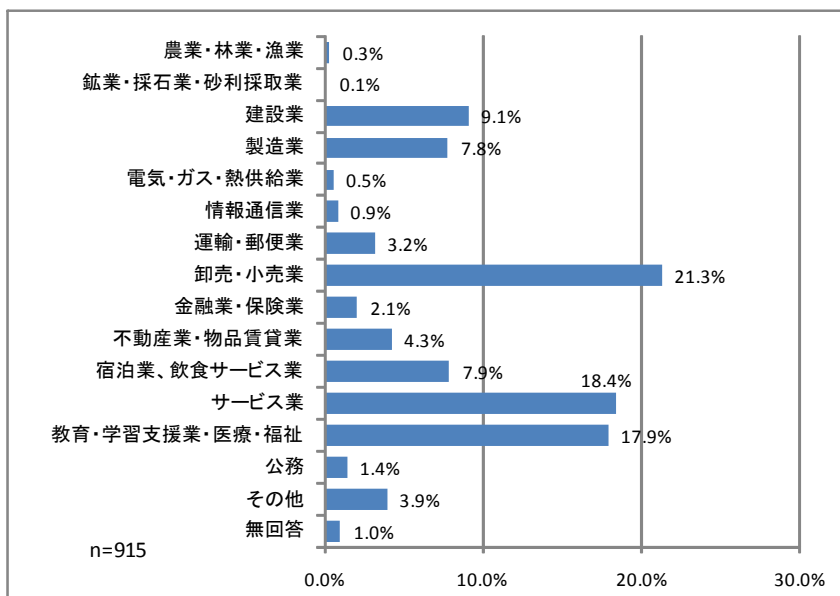
「廃棄物の処分場や天然資源がなくなってくるのであれば、物質的な豊かさや便利さが多少落ちることになっても、循環型社会への移行はやむを得ない(37.0%)」が最も多く4割弱を占める。次いで「物質的な豊かさや便利さを落とさないため、大量生産・大量消費は維持しながら、廃棄物の再使用(リユース)やリサイクルも積極的に進めて、できる部分から循環型社会に移行すべき(35.1%)」となっている。

循環型社会への移行について、「積極的に容認する」人が11%、「便利さが多少落ちてもやむを得ない」とする人が37%、「便利さを落とさないことを前提に容認する」人が35%であるが、若年層では「便利さを落とさないことを前提に容認する」の割合が、「便利さが多少落ちてもやむを得ない」とする人を若干上回る。また、循環型社会への移行に消極的な人は、発生抑制の取組を実践していない割合が高い。

6 事業所アンケート調査結果の概要

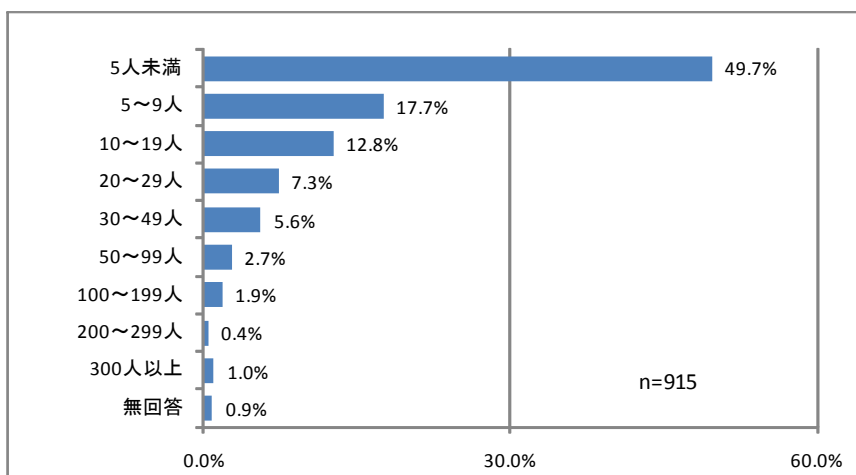
(1) 回答者の特性

回答のあった915事業所のうち、卸売・小売業が21.3%で一番多く、業態ではオフィスが28.7%、従業員数は5人未満の事業所が49.7%であった。



※デパート・スーパーに係る留意点

デパート・スーパーに係るアンケート送付対象事業所は、タウンページデータベースの業種分類「各種商品小売業」から無作為抽出しているが、実際に抽出されたデータには、デパート（百貨店）に当たる事業所は存在しなかったため、調査結果はスーパーのデータとなる。



(2) ごみの処理方法

新聞、雑誌、段ボール、金属類については、「ごみの収集運搬業者に資源物として出している」割合が一番多かったが、雑紙をはじめとしてOA用紙、機密文書、紙パックなど多くのリサイクル可能品がいまだにごみとして排出されている。また、空き缶、空きびん、PETボトルなど飲料系の資源物については、「横浜市の資源物の収集に出している」事業所が多い。

雑紙、OA用紙、機密文書、紙パックなどは、3～4割の事業所でごみとして排出されており、新聞、雑誌と比べて、資源化が進んでいない。缶・びん・ペットボトルは、2割強の事業所で行政回収に排出している。

従業員数が多い事業所ほど、資源化可能な物を資源物として扱い、従業員数が少ない事業所ほど、資源化可能な物でもごみとして排出する傾向にある。

また、一般ごみ（燃やすごみ）は多くの事業所において、収集運搬業者にごみとして出されているが、従業員数5人未満の事業所の37%で、横浜市のごみ収集に出されている。

(3) ごみ排出量

一般ごみ（燃やすごみ）が「減った」と回答した事業所が4割を超えるが、「変わらない」という回答が42.4%で最も多い。一方「増えた」事業所も少ないが6.8%あった。

一般ごみが増えた理由で一番多いのは「事業規模が拡大したから」で5割弱となった。またその他の意見としては一般ごみが店頭のごみ箱へ投入されるため、ダイレクトメール等が増えたため、利用者増のためといった理由が目立っている。

反対に一般ごみが減った理由で一番多いのは「事業規模が縮小したから」で5割弱となっている。その他の内容としては減らすよう心がけているから、利用客減少のため、IT化のためといった意見が目立っている。

また、「回収業者が資源物として回収するようになった」品目は、古紙類やプラスチック類が多く、「分別してリサイクルするようにした」品目では、古紙類、金属、ペットボトル、プラスチック類という回答が多かった。

(4) 排出方法や分別ルール等の認知度

事業系ごみの排出方法や、分別ルールは、7割以上の事業所で認知されている。一方で、罰則制度を「知っていた」事業所が4割、「少しは知っていた」事業所が2割と、罰則制度の認知度はあまり高くない。

8割近い事業所が事業系ごみの排出ルールを「知っていた」と回答しており、「知っていた」と「少しは知っていた」という回答を合わせると89.0%の事業所でルールが認知されている。

事業系プラスチック類の排出ルールは、7割以上の事業所が「知っていた」と回答しており、「知っていた」「少しは知っていた」という回答を合わせると82.7%の事業所で認知されている。しかし「知らなかった」事業所も1割以上あり、事業系ごみの排出ルールより認知度が低い。

事業系古紙の排出ルールは7割以上が「知っていた」と回答しており、「知っていた」「少しは知っていた」事業所を合わせると88.1%になり、プラスチックよりは認知度が高い。し

かし「知らなかった」事業所も1割あった。

罰則規定のある条例の認知度は42.2%が「知っていた」と回答しており、「知っていた」と「少しは知っていた」事業所を合わせると、61.2%となり事業系ごみの排出ルールの認知度と比較すると知らない事業所が多い。また、従業員数が多い事業所ほど罰則規定のある条例の認知度も高くなっている。

(5) 排出ルールの遵守度

排出ルールの認知度は7割を超えているものの、実際ルールをきちんと守っていると回答したのは58.6%の事業所にとどまっている。

ただし「守っている」「だいたい守っている」事業所を合わせると91.6%となり、排出ルールを知らなかったと回答した事業所でもある程度ルール通りの処理を行っていると認識しているようである。

(6) ごみ処理上の問題点

問題点は「特にない」という事業所が約半数であったが、問題として一番多く挙げられたのは、「ごみ処理コストの増加」(20.0%)、次いで「分別や排出方法のルールが複雑でなかなか理解できない」(18.4%)だった。

事業所の形態別に問題点を見ると、コンビニエンスストアでは「最近ごみ処理に掛かるコストが増えてきた」が62.5%と一番多く、コストが問題になっている場合が多いと考えられる。また、「処理しにくいごみが増えてきた」や「ルールが複雑でなかなか理解できない」では、従業員数の多い事業所ほど問題としている割合が高く、複雑なルールを多くの従業員に浸透させることが課題となっていると考えられる。

(7) 相談先・情報の入手方法

分別・処理方法については、「市から配られたパンフレットやリーフレットを見て調べる」が30.9%と一番多かった。

業態別では、工場、コンビニエンスストア、映画館、劇場、娯楽施設等、倉庫では「市から配られたパンフレットやリーフレット」よりも「ごみ収集運搬業者に聞く」割合の方が高く、市の処理方法やルールを確認するよりも、直接業者とやりとりしている事業所が多いことが分かる。

自由記述の「その他」(9.7%)の回答では、ビルに入居している事業所が多いためか、建物の管理人や管理会社に相談するという回答が多かった。

(8) ごみ減量・リサイクルの取組の積極性

ごみ減量・リサイクルに「積極的に」(23.4%)又は「ある程度」(56.1%)取り組んでいると考えている事業所は合わせて79.5%となっている。「まったく取り組んでいない」と考える事業所は1.3%にとどまる。

「積極的に取り組んでいると思う」事業所は業態別にみても1~2割程度であり、全ての

事業所において「積極的に取り組んでいると思う」より「ある程度取り組んでいると思う」の方が多い。

ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだきっかけとして一番多いのは、「横浜市が積極的に取り組んでいるから」（53.2%）であり、次いで「会社の社会的責任が求められるようになってきたから」が34.4%となっている。

反対に、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んでいない理由は「ごみの発生量が少ないから」が一番多く48.6%となり、次いで「分別の手間をかけたくないから」が22.9%となっている。

（9）発生抑制の課題

簡易包装や使い捨て用品の提供中止に対する「課題はない」が6割以上を占めたが、課題として一番回答が多かったのは「衛生上の問題から使用せざるを得ない」（16.8%）である。

小売販売店における発生抑制の取組としては、「レジでお客様に声をかけるようになった」が45.9%と一番多く、次いで「簡易包装に改めた」が30.1%となっている。また、「特に何もしていない」も25.6%あった。

飲食店、ホテル・旅館における発生抑制の取組として「希望するお客様に対して食べ残しの持ち帰りサービスを行っている」が39.7%と一番多く、次いで「食べ残しが出ないように女性や子供、高齢者など、お客様の状況に応じて量を調整している」「調理方法を工夫して、調理残さを極力減らしている」が28.6%となっている。また「特に何もしていない」も20.6%あった。

（10）市に望むこと

事業所のごみ減量化・資源化を推進するために、横浜市に望むこととして「事業者に対するごみ減量・リサイクルの啓発、指導」が28.4%と一番多く、次いで「リサイクル手法の紹介」26.9%、「ごみ処理に関して気軽に相談できる窓口や体制の充実」26.0%と続いている。

事業所のごみ減量化・資源化を推進するために、横浜市に望むこととしては、事業者への表彰や罰則といった点よりも、広報・啓発、相談体制の充実が望まれている。

業態別、従業員規模別に見てもあまり大きな差はなく、上記3点が多くのある事業所において求められているようである。

特に「デパート・スーパー」や「映画館、劇場、娯楽施設等」といった大型の事業所や従業員人数が多い事業所ほど「リサイクル手法の紹介」を選択する割合が高いことから、規模が大きい事業所ほどリサイクル量も多くなり効率的な処理方法を求めていると考えられる。

（11）ごみ処理手数料と減量効果

ごみ処理手数料引き上げによる減量効果として、減量化が「進むと思う」は18.5%なのに対し、「進まないと思う」が39.9%を占めている。

平成13年度調査では手数料を9.5円から13円に引き上げたばかりで、実際にごみが減った（減らした）と実感している事業所が比較的多かったせいも、「進むと思う」が34.6%とな

り、今回調査の 18.5%よりだいぶ高い割合となっている。

一方、手数料が増えても減量化は「進まないと思う」と回答した割合も 13 年度は 53.3%と半数以上を占めていたにも関わらず、今回調査では 39.9%となった。

今回調査で追加された「わからない」という選択肢の割合は 36.0%であり、平成 13 年度の手数料変更から 13 円のまま据え置きという現状も踏まえ、実際に手数料の増減が無いと減量化はどうか事業者としても予想ができない状況と推測される。

従業員規模別では、従業員数が 100 人以上の事業所において「進まないと思う」という回答が特に多くなっている。

(12) 循環型社会に対する考え方

「循環型社会」への転換について、受け入れられないという事業所は 0.9%とほとんどいないものの、やや消極的な「大量生産、大量消費は維持しながら、できる部分から循環型社会の実現に協力すべき」という考えの事業所が一番多く 35.3%となっている。「業績や利益が落ちることになっても、循環型社会実現に協力すべき」と積極的に考える事業所は 13.0%にとどまっている。

最も積極的な「企業の業績や利益が落ちることになっても、循環型社会実現に協力すべき」と回答した事業所は、「学校、学習施設」が 22.9%、従業員規模別では 300 人以上が 22.2%と一番多かった。

一方、「できる部分から協力すべき」というやや消極的な回答は、300 人以上の事業所で 66.7%と最も多かった。

全体的に従業員規模が大きい事業所ほど消極的な意見が多いが、同時に「企業の業績や利益が落ちることになっても、循環型社会実現に協力すべき」と回答した割合は規模の大きい事業所の方が高いため、各事業所において考え方が分かれているのが現状のようである。

ごみ・地球環境問題を巡る動向（法制度等の動向）〔はじめに〕

天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を目指し、平成 13 年 1 月に施行された「循環型社会形成推進基本法」を大きな転換点として、基本法の下に、品目ごとの個別リサイクル法が整備されました。近年、法の施行後一定期間を経過したことから、これら個別リサイクル法は、各主体間で活発な議論が交わされ、制度改正・見直しがなされています。

また、ごみを巡る地球環境問題として、地球温暖化対策を概括すれば、平成 14 年の京都議定書の締結以降、国・地方自治体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みづくりと体制整備が現在も続けられています。

1 ごみを巡る近年の動向について〔循環型社会形成に関する動向〕（1）循環型社会基本法の制定

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会やライフスタイルを見直して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、「循環型社会形成推進基本法」（循環型社会基本法）が平成 13 年 1 月に施行されました。

（2）循環型社会形成に向けた取組の総合的实施

循環型社会基本法に基づく第 2 次循環型社会基本計画（平成 20 年 3 月）では、すべての主体が相互に連携し、循環型社会の形成に向けた取組を進めることとされました。

国は、ごみ発電やバイオマスの有効活用等による低炭素社会づくりを進めるとともに、マイ箸・マイバッグの利用など国民のライフスタイルの変革を促し、経済活動における 3R の浸透を図る等により、関係主体のパートナーシップのもと、国全体の取組を総合的に実施することとしています。

〔廃棄物処理法に関する動向〕（1）ごみ処理の基本方針

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の基本方針である「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月）では、①できる限り廃棄物の排出を抑制し、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお循環的利用が行われないものについては、⑤適正な処分を確保することを定めています。

（2）3R に重点を置いたシステムの構築へ

廃棄物行政の目的が、公衆衛生向上や公害問題の解決から循環型社会形成へと変遷していることを踏まえ、今後、3R に重点を置いたシステムを構築していくために、平成 17 年

5月に基本方針が改正されました。

主な改正内容として、市町村の一般廃棄物処理事業については、①適正な循環的利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取組を図ること。②社会経済的に効率的な事業となるよう努めること。③一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進め、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであること等が加えられました。

(3) 拡大生産者責任に基づく3Rの推進

拡大生産者責任に則り、製造事業者自身が製品の再生や処理行程に関与し、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進め、ひいてはごみの適正な処理を確保することを目的とし、平成15年に廃棄物処理法が改正されました。

改正法では、広域的に行うことによって、ごみの減量や適正処理に資するとして環境大臣の認定を受けた者に対し収集運搬又は処分業の許可を不要とする制度（広域認定制度）が設けられ、パソコン・二輪自動車・消火器・インクカートリッジ等に係る製造事業者等が認定されています。

[各種リサイクル法等に関する動向]

(1) 資源有効利用促進法の制定等

平成13年4月施行の資源有効利用促進法では、循環型経済システムの構築を目指し、特定の業種・製品に係る事業者には再資源化等の一定の義務付けを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。

同法に基づき、事業系パソコンや小型二次電池については平成13年4月から、家庭系パソコンについても平成15年10月から、製造事業者等に対して自主回収・再資源化が義務付けられています。

(2) 容器包装リサイクル法の改正

容器包装廃棄物の3Rの推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携を基本的方向とし、平成18年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が改正されました。

改正法では、①事業者の排出抑制を促進するための措置として、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の取組を求めており、容器包装を年間50トン以上用いる事業者には、国への年度報告が義務付けられました。

更に、②市町村に事業者が資金を拠出する仕組みの創設や、③事業者間の公平性の確保のための罰則強化等の措置が設けられました。

(3) プラスチック製品のリサイクルに関する動き

国によれば、プラスチック製容器包装の分別収集を行っている市町村のうち、約8%が法の対象外であるプラスチック製品とプラスチック製容器包装と混合収集しています。た

だし、プラスチック製品のリサイクルについては、ごく一部の市町村で実施されるにとどまっています。

プラスチック製品の独自リサイクルについて、現在のところ国は、制度改正を要するものではなく、現行法の中で対応可能との立場を取っていますが、容器包装以外のプラスチック製品の扱いについて、審議会等において、費用負担・役割分担面を含めて議論を始めることを検討しています。

なお、横浜市では、国への要望・提案の中で、「家庭用ラップやCDケースなどのように、容器包装と素材や形状が類似のプラスチック製品についても、容器包装と合わせてリサイクルが可能となるよう制度を見直すこと。」を提案しています。

(4) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、平成18年に施行後5年が経過したことから見直しが進められ、従来の対象品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）の再商品化基準が引き上げられるとともに、市町村による適正処理困難性等を考慮し、液晶テレビと衣類乾燥機が対象品目に追加されました（平成21年4月施行）。

(5) レアメタルリサイクル等の取組

平成20年10月、ごみ処理を製造事業者等が行うことによって、ごみの減量化その他適正処理を進める広域認定制度の対象に携帯電話が指定されました。

また、小型電気・電子機器については、各種リサイクル法の対象ではなく、資源化が図られていない現状があり、特に小型・高性能化の目的で使用されるレアメタルについては安定的な確保を要することから、国は、平成20年12月に「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を立ち上げ、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討を開始しています。

携帯電話に含まれる貴金属やレアメタルのリサイクルを目的として、平成21年度は、国、自治体、事業者が連携して携帯電話の回収促進に係るモデル事業が実施されています。

※ E-waste の問題について

近年、E-waste（電気・電子機器廃棄物：廃家電、パソコン等）の越境移動が行われている。E-wasteには、鉛・カドミウム等の有害物質が含まれており、輸出先の途上国において、環境や健康に配慮しない不適正な処理（資源回収）が行われているのではないかという指摘がある。

なお、EUにおいては、①WEEE（Waste Electrical and Electronic Equipment：廃電気・電子機器）を製造者が回収し、リサイクルの仕組みの構築と費用負担に責任を負うことにより、WEEEの発生抑制及び分別・リサイクルを進めるとした「WEEE指令」（2005年8月本格施行）、②これらの機器への特定有害物質の使用を禁止する「RoHS指令」（2006年7月適用）により、WEEEによる環境負荷低減のための対策を講じている。

(6) 食品リサイクル法の改正

平成19年12月に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）の改正法では、食品産業の「川下」に位置する小売業等の取組を促進するため、これらの食品関連事業者に対する指導監督の強化を図るとともに、毎年度、個々の事業者に再生利用等の実施率目標が設定され、更に、平成24年度を目標年次とした業種別の実施率目標が引き上げられました（製造業81%→85%、卸売業61%→70%、小売業31%

→45%、外食産業 21%→40%)。

また、具体的措置として、①食品廃棄物の発生量が年間 100 トン以上の事業者に対する主務大臣への定期報告義務、②フランチャイズチェーン事業を行う事業者は、加盟店も含めて食品廃棄物の発生量を判定する措置、③再生利用事業計画（食品由来の肥飼料により生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る計画）が大臣認定を受けた場合、一般廃棄物の収集運搬許可を不要とする措置が設けられました。

[横浜市の状況]

(1) G30プランの策定

平成 15 年 1 月に策定した「横浜市一般廃棄物処理基本計画」（横浜 G 3 0 プラン）において、平成 22 年度のごみ量を平成 13 年度に対して 30%削減という目標を立て、ごみ減量・リサイクルを進めるための様々な取組を実施してきました。

(2) 分別品目拡大をはじめとするごみ減量・リサイクルの取組

平成 15 年 10 月から分別収集品目拡大事業をモデル地区から段階的に実施するとともに、同年 12 月には、産廃木くずや資源化可能な古紙の本市焼却工場への搬入を停止しました。

平成 17 年 4 月には、分別収集品目拡大事業を全市展開するとともに、局名を「環境事業局」から「資源循環局」に変更しました。

(3) 新たな目標の策定と更なる施策の実施

平成 17 年度実績で横浜 G 3 0 プランの目標を達成したことから、平成 18 年 12 月に策定した「横浜市中期計画」では、新たなごみ減量目標 35%削減を策定しました。

平成 20 年 2 月に燃やすごみ及び古紙・古布の収集回数を変更したことに続き、同年 5 月には、分別ルールを守らない者に対する罰則制度の適用を開始しています。

なお、平成 21 年度の市民意識調査における市政満足度では、「バス・地下鉄などの便」に次いで、「ごみの分別収集・リサイクル」が 2 位となっています（平成 17～18 年度は 1 位）。

2 地球環境問題を巡る近年の動向（特にごみと関係の深いもの）について

[地球温暖化対策と廃棄物政策との関わり]

(1) ごみ焼却と温室効果ガスの排出

ごみ、特にプラスチック類を焼却する際は、温室効果ガスを排出することとなります。そのため、ごみの減量・リサイクルを進め、その中でも特にプラスチック類をできる限り減量化・資源化して、プラスチック類の単純焼却を減らすことが、温室効果ガスの削減に寄与します。

(2) バイオマスの活用

近年、温室効果ガス削減のためのバイオマス（生ごみ、せん定枝等生物由来の有機性資源）の活用が期待されています。バイオマスは、いわゆる「カーボンニュートラル※」とい

う国際的な温室効果ガスの算定の考え方にに基づき、資源化・エネルギー回収を進めることで、化石燃料の代替資源としての活用が期待されており、化石燃料削減の有力な方策の1つとして注目されています。

※ カーボンニュートラルとは

バイオマスを燃焼したり分解したりして放出される二酸化炭素は、もともと生物の成長過程で光合成によって大気中から吸収したものであるため、バイオマスを使っても、大気中の二酸化炭素量の増減には影響を与えないという考え方。

[地球温暖化対策]

(1) 京都議定書の締結・発効

国は、平成 14 年 6 月に京都議定書を締結し、平成 17 年 2 月に同議定書が発効しました。同議定書は、先進国が、平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年までの各年の温室効果ガスの排出量の平均を基準年 (原則平成 2 (1990) 年) から削減させる割合を定めており、日本の削減義務は 6 % となっています。

(2) 政権交代による新たな動向

平成 21 年 9 月に誕生した民主党政権のマニフェストでは、地球温暖化対策を強力に推進することが明記され、平成 32 (2020) 年までに温室効果ガス排出量を 25%削減 (平成 2 (1990) 年比) するとしています。

さらに、同月の国連気候変動首脳会合において、国内排出量取引制度や再生可能エネルギー[※]の固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめ、あらゆる政策を通じて目標実現を目指すことが表明されました。

※再生可能エネルギーとは

①太陽光、②風力、③水力、④地熱、⑤太陽熱、⑥大気中の熱その他の自然界に存する熱 (④⑤に掲げるものを除く。) ⑦バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (化石燃料を除く。))。

[バイオマスの活用]

バイオマスの活用の推進により、地球温暖化の防止、循環型社会の形成等を図るため、平成 14 年 12 月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が策定されました。

その後、平成 18 年 3 月の「バイオマス・ニッポン総合戦略」改訂を受け、国において、①バイオエタノール・バイオディーゼル燃料等の地域利用モデル実証事業の実施、②バイオマスタウン構想の推進等、各種施策が進められているところです。

平成 21 年 6 月には、「バイオマス活用推進基本法」が制定されました。同法によれば、地方自治体においても、国の施策に準じた施策及び地方の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

[横浜市の状況]

横浜市は、平成 20 年 1 月に中長期的な目標も見据えた温暖化対策の行動方針「横浜市脱

温暖化行動方針」(CO-DO30)を策定し、市民1人当たりの温室効果ガスの削減目標を平成37(2025)年度までに30%以上、平成62(2050)年度までに60%以上の削減を目指しています。

また、ごみに係る方向性として、①G30の協働の経験を活かし、脱温暖化に対する市民力の発揮につなげ、発生抑制や再使用の取組促進を図るとともに、バイオマスの活用を目指し、生ごみ・せん定枝等の資源化について調査・検討すること。②事業者の自主的な発生抑制・再使用の取組を支援するとともに、法制度等に基づき生物由来のごみの活用を促進すること等を掲げています。

3 社会的な動向について

[ライフスタイルの変化]

(1) 環境配慮型ライフスタイルについての意識

国の環境にやさしいライフスタイル実態調査によれば、日常生活で取り組んでいる環境行動として、「適切な温度調節」、「節電」、「節水」などとともに、「ごみの分別排出」、「古紙、ペットボトル、空き缶等の分別」などが挙げられ、個人で比較的簡単にできたり、既にルーブル化されていたりする行動や経済的メリットがある行動には積極的に取り組んでいる傾向が見られます。一方では地域の美化活動など外部とのかかわりが必要なものは実行率が低い実態がうかがえます。

また、本市が分別品目拡大後に行ったアンケートでも、市民が日頃心がけていることとして、「ごみになる物を受け取らない(余分な包装を断るなど)」「買いすぎ・作りすぎに注意し、生ごみ類をなるべく出さないようにする」「くり返し使える容器や詰め替え、再生商品を選ぶ」「生ごみはよく水を切って出す」といった回答をいただき、ごみの減量・リサイクルについて多くの市民が工夫して取り組んでいることが分かりました。

(2) 食を巡る環境の変化と食品廃棄の状況

上記のような環境配慮型ライフスタイルを意識する機会が増える一方で、消費特性として、女性の社会進出や単身世帯の増加等を背景として、冷凍食品・レトルト食品の利用といった食の簡便化志向や、弁当・惣菜などの調理済食品(中食)や宅配の利用といった食の外部化傾向が見られます。また、健康・安全への強い関心から、消費期限・賞味期限により食品の安全性を判断する等の傾向も見受けられます。

日本全体では、年間約9,000万トンの農林水産物を食用として消費している一方で、年間2,200万トンの食品廃棄物が発生し、そのうち家庭内から1,100万トンが廃棄されています。

国の調査によれば、家庭では、食品を過剰に除去したり、そのまま廃棄したりして、食品使用量の3.8%が廃棄されていると推計されていますが、家庭における食品廃棄率は近年低下してきており、食品の無駄を減らすよう意識する市民が、増加してきていると考えられます。

[横浜市の状況]

(1) 人口の将来推計～ピークは平成 32 年

平成 17 年国勢調査による平成 17 年 10 月 1 日現在の横浜市の総人口は約 358 万人で、前回調査の平成 12 年に比べ 4.5%の増加となり、年平均 0.9%増加していることになりま
す。横浜市は、ほぼ一貫して人口増で推移しており、平成 21 年 10 月 1 日現在の推計人口
は約 367 万人となっています。

しかし、平成 43 (2030) 年までの横浜市の将来人口推計によれば、今後人口の伸びは鈍
化し、平成 32 (2020) 年の約 375 万人をピークに減少に転じると推計しています。

(2) 少子・高齢化の進展

今後も引き続き、年少人口 (0～14 歳)、生産年齢人口 (15～64 歳) が減少する一方で、
老年人口 (65 歳) が増加すると推計されています。また、高齢化率は、人口ピーク時 (平
成 32 (2020) 年) で 25.6%と推計されています。

(3) 世帯構成の変化

家族類型別の世帯数では、現在、①夫婦と子供からなる世帯、②単独世帯、③夫婦のみ
の世帯の順ですが、平成 37 (2025) 年にはこれが逆転し、①単独世帯、②夫婦と子供から
なる世帯、③夫婦のみの世帯の順になると予測されています。

(4) 地域社会の状況

地域活動を担う組織である自治会・町内会への加入率は、高い水準を維持しているもの
の近年減少傾向を示しており、平成 15 年度に 87.0%だったものが、平成 20 年度は 78.4%
となっています。

平成 20 年度の自治会・町内会へのアンケート調査によれば、実施が多い事業は「掲示板
管理」「広報よこはま等の配布」「回覧板」など広報事業に次いで、「防火防災活動」「G 3
0 行動 (ごみ減量・リサイクル)」「防犯灯の維持管理」「防犯活動」が多く、自治会・町内
会が積極的に G 3 0 に取り組んでいる様子がうかがえます。

また、今後実施したい事業では、「地球温暖化対策」が最も多く上げられています。

(5) 市内事業所の状況

平成 18 年事業所・企業統計調査によれば、平成 18 年 10 月の市内事業所数は、約 11 万
事業所で、前回調査の平成 13 年に比べ、5 年間で 6.3% (約 7,000 事業所) の減となり、
年平均にして 1.3% (約 1,500 事業所) の減少となっています。また、従業者数は、約 135
万人で、前回と比較すると 0.3% (約 4,500 人) の増、年平均にして 0.1% (約 900 人) の
増となっています。

資政第186号
平成21年10月28日

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会
会長 中杉 修身 様

横浜市長 林 文子

横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問）

本市では、平成15年1月に改定した「横浜市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者との協働により、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進してきました。

本市におけるこれまでの取組状況や国等における廃棄物・環境政策の動向などを踏まえたうえで、ごみの減量化・資源化等、G30の発展的取組を進め、循環型社会を構築するための施策のあり方を検討する必要があります。

つきましては、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第40条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

1 横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について

担当 資源循環局総務部資源政策課
電話 045-671-2503
FAX 045-641-1807

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会における審議経過

年月日	会議	主な検討事項
平成 21 年 10 月 28 日	第 50 回審議会	○横浜市一般廃棄物処理基本計画の改定について（諮問） ○小委員会設置 ○市民・事業所アンケート調査について
11 月 30 日	第 1 回小委員会	○横浜 G 3 0 プランの振り返りについて ○今後の一般廃棄物政策の基本的あり方について
12 月 22 日	第 2 回小委員会	○ 3 R 施策の現状及び今後のあり方について ・家庭系ごみの資源化の取組について ・事業系ごみの資源化の取組について ○減量化・資源化等に関する普及啓発・環境学習のあり方について
平成 22 年 1 月 26 日	第 51 回審議会	○小委員会における検討状況について ○市民・事業所アンケート調査について
	第 3 回小委員会	○ 3 R 施策の現状及び今後のあり方について ・生ごみなど新たな資源化の取組について ・発生抑制の取組について
2 月 24 日	第 4 回小委員会	○ごみ処理経費の適正負担のあり方について ○収集運搬のあり方について ○ごみ量の将来推計及び目標値のあり方について
3 月 19 日	第 5 回小委員会	○市民・事業所アンケート調査について ○焼却処理、埋立処分のあり方について ○生活環境の保全のあり方について ○し尿処理のあり方について
3 月 30 日	第 52 回審議会	○小委員会等における検討状況について ○市民・事業所アンケート調査について
4 月 27 日	第 6 回小委員会	○答申骨子（案）について
5 月 19 日	第 7 回小委員会	○答申（案）について
6 月 8 日	第 8 回小委員会	○答申（案）について
6 月 29 日	第 53 回審議会	○答申（案）について

横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

	氏名	役職	小委員会委員
	秋保 友子	磯子区G30キャラバン隊初代隊長 磯子区「ヨコハマはG30」推進本部委員	
	石井 正雄	横浜市町内会連合会顧問	
	石垣 徳知	社団法人 横浜市商店街総連合会副会長 (委嘱：平成22年6月18日)	
	川村 久美子	東京都市大学環境情報学部教授	○
会長職務代理	川本 克也	独立行政法人 国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター資源化・処理処分技術研究室長	委員長
	薩澤 志萬子	保土ヶ谷区環境事業推進委員連絡協議会会長	○
	佐藤 秀子	横浜市立小学校長会前副会長 (任期：平成21年9月1日～平成22年6月14日)	
	鈴木 武	環境プランナー	○
	高橋 亜子	日本百貨店協会政策統括マネージャー	
	塚原 良一	横浜商工会議所専務理事	○
会長	中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授	オブザーバー
	長島 由佳	横浜市PTA連絡協議会会長	
	西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	○
	松下 啓一	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授	○
	宮澤 廣幸	弁護士	
	山崎 信也	横浜市立小学校長会副会長 (委嘱：平成22年6月15日)	
	吉野 栄輔	社団法人 横浜市商店街総連合会前副会長 (任期：平成21年9月1日～平成22年6月17日)	